

国立大学法人鹿児島大学職員給与規則

〔平成16年 4月 1日〕
制 定

（趣旨）

第1条 この規則は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第63条第2項及び国立大学法人鹿児島大学職員就業規則（平成16年4月1日制定。以下「職員就業規則」という。）第29条並びに国立大学法人鹿児島大学船員就業規則（平成16年4月1日制定。以下「船員就業規則」という。）第29条の規定に基づき、職員の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

（法令との関係）

第2条 給与の支給等に関して、この規則の定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の関係法令及び諸規則の定めるところによる。

（給与の支払）

第3条 職員の給与は、その全額を現金で、直接職員に支払うものとする。ただし、法令又は労基法第24条第1項後段に規定する労使協定に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、その職員に支払うべき給与の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、職員が給与の全部又は一部につき自己の預金又は貯金への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

（給与の区分）

第4条 職員の給与は、本給及び諸手当とする。

2 本給は、本給月額及び本給の調整額とする。

3 諸手当は、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、産業医手当、特地勤務手当（第31条の規定による手当を含む。第6条第2項及び第48条において同じ。）、超過勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額とする。

（給与の計算期間）

第5条 本給及び諸手当（通勤手当、期末手当及び勤勉手当を除く。）の計算期間は一の月の初日から末日までとする。

2 通勤手当、期末手当及び勤勉手当の計算期間は、各関係条項の定めるところによる。

（給与の支給）

第6条 職員の給与（期末手当及び勤勉手当を除く。）の支給日は、毎月17日とする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日を支給日とする。

(1) 17日が日曜日に当たるとき 15日

(2) 17日が土曜日に当たるとき 16日

(3) 17日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるとき 18日

2 支給日において、当月分の本給、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、産業医手当、特地勤務手当、義務教育等教員特別

手当及び教職調整額並びに前月分の特殊勤務手当，超過勤務手当，休日勤務手当，夜勤手当，宿日直手当及び管理職員特別勤務手当を支給する。

- 3 期末手当及び勤勉手当の支給日は，6月30日及び12月10日とする。ただし，支給日が日曜日に当たるときは，支給日の前々日に，支給日が土曜日に当たるときは，支給日の前日に支給する。

（給与の日割計算）

第7条 新たに職員となった者には，その日から本給を支給し，昇給，降給等により本給月額に異動を生じた者には，その日から新たに定められた本給を支給する。但し，退職した職員が即日職員になったときは，その日の翌日から本給を支給する。

- 2 職員が退職し，又は解雇されたときは，その日まで本給を支給する。
- 3 職員が死亡したときは，その月まで本給を支給する。
- 4 第1項又は第2項の規定により本給を支給する場合であって，その月の初日から支給するとき以外のとき，又はその月の末日まで支給するとき以外のときは，その本給額は，その月の現日数から，国立大学法人鹿児島大学職員の勤務時間，休日，休暇等に関する規則（平成16年4月1日制定。以下「勤務時間，休日，休暇等規則」という。）第13条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 5 前4項の規定は，管理職手当，初任給調整手当，地域手当，産業医手当，特地勤務手当，義務教育等教員特別手当及び教職調整額の支給について準用する。

（退職時等の支払い）

第8条 職員が第6条に規定する給与の支給日前に退職し，又は解雇された場合であって，当該職員又は権利者から請求があったときは，同条の規定にかかわらず7日以内に支給する。ただし，給与を受ける権利に係争があるときは，この限りでない。

（非常時払い）

第9条 職員が，職員又はその収入によって生計を維持する者の出産，疾病，災害，結婚，葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために請求した場合には，第6条に規定する給与の支給日前であっても，既往の労働に対する給与を支給する。

（本給）

第10条 各職員の受ける本給は，その職務の複雑，困難及び責任の度に基づき，且つ，勤労の強度，勤労環境その他の勤務条件を考慮したものとし，次条の本給表によりその月額を定めて，これを支給する。

（本給表の種類）

第11条 本給表の種類は，次の各号に掲げるとおりとし，各本給表の適用範囲は，それぞれ当該本給表に定めるところによる。

- (1) 一般職本給表（一）（別表第1-1）
 - (2) 一般職本給表（二）（別表第1-2）
 - (3) 海事職本給表（一）（別表第2-1）
 - (4) 海事職本給表（二）（別表第2-2）
 - (5) 教育職本給表（一）（別表第3-1）
 - (6) 教育職本給表（二）（別表第3-2）
 - (7) 教育職本給表（三）（別表第3-3）
 - (8) 医療職本給表（一）（別表第4-1）
 - (9) 医療職本給表（二）（別表第4-2）
- 2 職員の職務は，その複雑，困難及び責任の度に基づきこれを本給表に定める職務の級に分類するものとし，その分類の基準となるべき標準的な職務の内容については，別に定める基準による。

(初任給)

第12条 新たに採用する職員の初任給は、その者の学歴、免許・資格、職務経歴等及び他の職員との均衡を考慮し、別に定めるところにより決定する。

(昇給)

第13条 職員の昇給は、昇給日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

- 2 職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして第15条第2項に定める職員(以下「特定職員」という。)にあっては3号給)とすることを標準として学長が定める基準に従い決定するものとする。
- 3 55歳(一般職本給表(二)の適用を受ける職員にあっては、57歳)を超える職員については、前項中「4号給(一般職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして第15条第2項に定める職員(以下「特定職員」という。)にあっては3号給)」とあるのは、「2号給」とする。
- 4 職員が職員就業規則第50条(同条第1項を除く。)又は船員就業規則第61条(同条第1項を除く。)の規定による表彰若しくは顕彰を受けた場合又は研修に参加し、その成績が特に良好な場合においては、前3項の規定による昇給のほか、上位の号給に昇給させることができる。
- 5 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 6 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 7 前各項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(昇給日)

第14条 昇給日は、前条第4項の場合を除き、毎年1月1日とする。

(昇給の基準)

第15条 第13条に規定する昇給(同条第4項を除く。)は当該職員の勤務成績について、その者の職務について監督する地位にある者の証明を得て行わなければならない。この場合において、当該証明が得られない職員は昇給しない。

- 2 第13条第2項に定める特定職員は、次に掲げる職員とする。
 - (1) 海事職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの
 - (2) 教育職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が5級以上であるもの
 - (3) 医療職本給表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの
 - (4) 医療職本給表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの
- 3 職員の勤務成績に応じて決定される昇給の区分(以下「昇給区分」という。)は、勤務成績の証明に基づき、当該職員が次の各号に掲げる職員のいずれに該当するかに応じ、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。この場合において、第4号又は第5号に掲げる職員に該当するか否かの判断は、学長が定めるところにより行うものとする。
 - (1) 勤務成績が極めて良好である職員 A
 - (2) 勤務成績が特に良好である職員 B
 - (3) 勤務成績が良好である職員 C
 - (4) 勤務成績がやや良好でない職員 D
 - (5) 勤務成績が良好でない職員 E
- 4 昇給の号給数は、昇給区分に応じて次の表に定める号給数とし、昇給区分をEに決定された職員は、昇給しない。この場合において、表の上段の号給数は第13条第2項の適用を受ける職員に、下段の号給数は同条第3項の適用を受ける職員に適用する。

昇給区分	A	B	C	D	E
昇給の号給数	8号給以上	6号給	4号給 (特定職員にあ っては,3号給)	2号給	0
	4号給以上	3号給	2号給	1号給	0

5 次の各号に掲げる職員の昇給区分は、第3項の規定にかかわらず、当該各号に定める昇給区分に決定するものとする。

(1) 学長が定める事由以外の事由によって昇給日前1年間(当該期間の中途において新たに職員となった者にあつては、新たに職員となった日から昇給日の前日までの期間。次号において「基準期間」という。)の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員(第3項第5号に掲げる職員に該当する職員及び次号に掲げる職員を除く。) D

(2) 学長が定める事由以外の事由によって基準期間の2分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員 E

6 前年の昇給日後に新たに職員となった者等の昇給の号給数は、第4項の規定にかかわらず、同項の規定による号給数に相当する数に、その者の新たに職員となった日又は号給を決定された日から昇給日の前日までの期間の月数(1月未満の端数があるときは、これを1月とする。)を12月で除した数を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数)に相当する号給数(学長の定める職員にあつては、第3項から第5項まで、第9項及び第10項の規定を適用したものとした場合に得られる号給数を超えない範囲内で別に定める号給数)とする。

7 第4項又は前項の規定による昇給の号給数が、昇給日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から当該昇給日の前日にその者が受けていた号給の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる特定職員の昇給の号給数は、第4項又は前項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。

8 第4項及び第6項の規定による号給数が零となる職員は、昇給しない。

9 第5項の規定により昇給区分を決定することとなる職員について、その者の勤務成績を総合的に判断した場合に当該昇給区分に決定することが著しく不相当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、当該昇給区分より上位の昇給区分(A及びBの昇給区分を除く。)に決定することができる。

10 第3項、第5項及び前項の規定により昇給区分を決定する職員の総数に占めるA又はBの昇給区分に決定する職員の数の割合は、別に定める割合におおむね合致していなければならない。

11 一の昇給日において第3項の規定により昇給区分をA又はBに決定する職員の昇給の号給数の合計は、職員数、前項に定める割合等を考慮して別に定める号給数を超えてはならない。

(昇格)

第16条 勤務成績が良好な職員で別に定める昇格基準に達した者は、その者の資格に応じて、1級上位の級に昇格させることができる。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、その者の勤務成績が良好であることが明らかでなければならない。

(降格)

第17条 職員が職員就業規則第23条又は船員就業規則第23条により降任された場合には、下位の級に降格させることができる。

(初任給基準を異にする異動の場合の職務の級及び本給月額)

第18条 職員を本給表の適用を異にすることなく初任給の基準の異なる他の職種に異動させる場合におけるその者の本給は、その異動後の職務に応じ、別に定めるところにより決定するものとする。

(本給表の適用を異にする異動の場合の職務の級及び本給月額)

第19条 職員を本給表の適用を異にして他の職種に異動させる場合におけるその者の職務の級及び本給月額は、その異動後の職務に応じ、別に定めるところにより決定するものとする。

(再雇用職員)

第20条 国立大学法人鹿児島大学職員再雇用規則(平成16年4月1日制定。以下「再雇用規則」という。)により採用されたフルタイム勤務の職員(以下「フルタイム勤務職員」という。)の本給月額は、その者に適用される本給表の再雇用職員の欄に掲げる本給月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

2 再雇用規則により採用された短時間勤務の職員の本給月額は、前項の規定にかかわらず、これらの規定による本給月額に、再雇用規則第6条2号の規定により定められたその者の勤務時間を勤務時間、休日、休暇等規則第5条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(本給の調整額)

第21条 同じ職務の級に属する他の職員に比べ職務の複雑、困難若しくは責任の程度又は勤労の強度、勤労環境等その他の勤労条件において特殊性があり、本給月額が適当でないと認められる職務を担当する職員に対し、その特殊性に基づき、本給の調整額を支給する。

2 本給の調整額は、別表第5に掲げる職員に支給し、支給額は、当該職員に適用される本給表及び職務の級に応じて、別表第6に掲げる調整基本額(その額が本給月額の100分の4.5を超えるときは、本給月額の100分の4.5に相当する額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)にその者に係る別表第5の調整数を乗じて得た額とする。

(管理職手当)

第22条 管理又は監督の地位にある職を占める職員のうち別表第7に定めるものについて、その特殊性に基づき、管理職手当を支給する。

2 第1項に規定する管理職手当の月額は、職員に適用される本給表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る区分に応じ、別表第7の2に定める額とする。また、同手当の月額は、勤務が深夜に及んだ場合における労基法第37条第3項に規定する割増賃金相当額を含むものとする。

(初任給調整手当)

第23条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認める職に新たに採用された職員(教育職本給表(一)の適用を受ける職員であって、医師法(昭和23年法律第201号)に規定する医師免許証又は歯科医師法(昭和23年法律第202号)に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。)には、月額50,000円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。

2 在職する職員のうち、新たに前項に規定する職を占めることとなった職員で医師免許

- 証又は歯科医師免許証を有する者には前項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。
- 3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の支給期間及び支給額は、別表第8のとおりとする。

(扶養手当)

第24条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

- 2 前項に定める扶養親族は、次の表の対象者欄に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者とし、扶養手当の月額は、同表に定める額の合計額とする。

対 象 者	手 当 額
(1)配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)	13,000 円
(2)満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子及び孫	6,500 円(職員に配偶者がいない場合にあつてはそのうち 1 人については 11,000 円)
(3)満 60 歳以上の父母及び祖父母	
(4)満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹	
(5)重度心身障害者	

- 3 扶養親族たる子のうちに満 15 歳に達する日後の最初の 4 月 1 日から満 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間(以下「特定期間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000 円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 4 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨(新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に第 1 号に該当する事実が生じた場合において、その職員に配偶者がいないときは、その旨を含む。)を学長に届け出なければならない。
- (1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合
 - (2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(第 2 項第 2 号又は第 4 号に該当する扶養親族が、満 22 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)
 - (3) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者のない職員となった場合(前号に該当する場合を除く。)
 - (4) 扶養親族たる子、父母等がある職員が配偶者を有するに至った場合(第 1 号に該当する場合を除く。)
- 5 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第 1 号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が退職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が退職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもののすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。
- 6 扶養手当は、これを受けている職員に更に第 4 項第 1 号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養

親族たる要件を欠くに至った場合，扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合においては，これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは，その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は，扶養手当を受けている職員に更に第4項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子，父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子，父母等に係る扶養手当の支給額の改定を除く。）及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子，父母等で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子，父母等に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

（地域手当）

第25条 一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。以下「給与法」という。）若しくは国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和29年法律第141号）の適用を受ける職員，独立行政法人通則法（平成11年法律103号）第2条第2項に規定する特定独立行政法人の職員，特別職に属する国家公務員，地方公務員若しくは公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1条に規定する公庫その他その業務が国の事業若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち別に定めるもの，独立行政法人若しくは国立大学法人に雇用される者（以下「給与特例法適用職員等」という。）であった者のうち，給与法に規定する地域手当（これに相当する手当を含む。）を受けていた者が，人事交流等により引き続き国立大学法人鹿児島大学（以下「本学」という。）の職員に採用された場合（異動前に在勤していた勤務箇所に引き続き6箇月を超えて在勤していた場合に限る。）には，採用の日から2年を経過するまでの間，本給，管理職手当及び扶養手当の月額合計額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

- (1) 当該採用の日から同日以後1年を経過する日までの期間 採用前の支給割合（採用前の支給割合が当該採用の後に改定された場合にあっては，当該採用の日の前日の採用前の支給割合。次号において同じ。）
- (2) 当該採用の日から同日以後2年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 採用前の支給割合に100分の80を乗じて得た割合

（住居手当）

第26条 住居手当は，次の表に掲げる職員の区分のいずれかに該当する職員に支給するものとし，手当の月額は，職員の区分に応じて同表に定める額（第1号に掲げる職員のうち第2号に掲げる職員であるものについては，第1号に定める額及び第2号に定める額の合計額）とする。

職 員 の 区 分	手 当 額	
(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け，月額12,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（本学，他の法人及び国の機関により有料宿舍を貸与され，使用料を支払っている職員を除く。）	次に掲げる職員の区分に応じて，それぞれ右欄に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは，これを切り捨てた額）に相当する額	
	イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員	家賃の月額から12,000円を控除した額
	ロ 月額23,000円を超える家賃を支	家賃の月額から23,000円を控除した額の2分

	払っている職員	の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
(2) 第28条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（本学、他の法人等及び国の機関による宿舍を除く。）を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものと権衡上必要があると認めたもの （通勤手当）	職員の区分第1号規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）	

第27条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で別に定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月））につき、別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、次の表の職員の区分に応じ、同表に定める額

職 員 の 区 分	手 当 額
イ 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員	2,000円
ロ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員	4,100円
ハ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員	6,500円
ニ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員	8,900円

ホ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員	11,300 円
ヘ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員	13,700 円
ト 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員	16,100 円
チ 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員	18,500 円
リ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満である職員	20,900 円
ヌ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満である職員	21,800 円
ル 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満である職員	22,700 円
ヲ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満である職員	23,600 円
ワ 使用距離が片道 60 キロメートル以上である職員	24,500 円

- (3) 前項第 3 号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前 2 号に定める額（1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 55,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第 1 号に定める額又は前号に定める額。
- 3 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、所在する地域を異にする勤務箇所に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員のうち、第 1 項第 1 号又は第 3 号に掲げる職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）でその利用が通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額を支給単位期間の月数で除して得た額の 2 分の 1 に相当する額。ただし、当該額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額」という。）が 20,000 円を超えるときは、支給単位期間につき、20,000 円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が 2 以上の新幹線鉄道等を利用するものとして当該特別料金等の額を算出する場合において、1 箇月当たりの特別料金等 2 分の 1 相当額の合計額が 20,000 円を超えるときは、その者の新幹線鉄道等に係る通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、20,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）
- (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額
- 4 前項の規定は、給与特例法適用職員等であった者から、人事交流等により引き続き本学の職員となった場合に準用する。

（単身赴任手当）

- 第 28 条 勤務箇所を異にする異動又は在勤する勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務箇所の移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りではない。
- 2 単身赴任手当の月額額は、23,000 円（職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が 100 キロメートル以上である職員にあっては、その額に、次の表の交通距離の区

分に応じて定める額を加算した額)とする。

交通距離の区分		加算額
100 km以上	300 km未満	6,000円
300 km以上	500 km未満	12,000円
500 km以上	700 km未満	18,000円
700 km以上	900 km未満	24,000円
900 km以上	1,100 km未満	30,000円
1,100 km以上	1,300 km未満	35,000円
1,300 km以上	1,500 km未満	40,000円
1,500 km以上		45,000円

- 3 第1項の規定は、給与特例法適用職員等であった者から、人事交流等により引き続き本学の職員となった場合に準用する。

(特殊勤務手当)

- 第29条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でない認められるものに従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。
- 2 特殊勤務手当の種類、支給される勤務の内容、支給額等は、別表第9のとおりとする。

(産業医手当)

- 第29条の2 産業医に選任された職員には、産業医手当を支給する。
- 2 前項の手当の月額を、兼務する場合に限り、次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額とする。
- (1) 郡元地区事業場産業医 10,000円
 - (2) 下荒田地区事業場産業医 5,000円
 - (3) 桜ヶ丘地区事業場産業医 20,000円
 - (4) 牧園地区事業場産業医 5,000円

(特地勤務手当)

- 第30条 生活の著しく不便な地に所在する勤務箇所として次に掲げる施設に勤務する職員には、特地勤務手当を支給する。
- (1) 農学部附属農場入来牧場
 - (2) 水産学部附属海洋資源環境教育研究センター東町ステーション
- 2 特地勤務手当の月額は、本給及び扶養手当の合計額の100分の8を超えない範囲内で別に定める。

(特地勤務手当に準ずる手当)

- 第31条 職員が勤務箇所を異にして異動し、当該異動に伴って住居を移転した場合又は職員の在勤する勤務箇所が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に在勤する勤務箇所又はその移転した勤務箇所が特地勤務箇所又は学長が指定するこれらに準ずる勤務箇所に該当するときは、当該職員には、別に定めるところにより、当該異動又は勤務箇所の移転の日から3年以内の期間(当該異動又は勤務箇所の移転の日から起算して3年を経過する際別に定める条件に該当する者にとっては、更に3年以内の期間)、本給及び扶養手当の合計額の100分の5を超えない範囲内の月額の特地勤務手当に準ずる手当を支給する。

(給与の減額)

- 第32条 職員が勤務しないときは、休日である場合、勤務時間、休日、休暇等規則第2

4 条に規定する休暇による場合又は疾病に係る就業禁止の措置（国立大学法人鹿児島大学職員労働安全衛生管理規則第 3 9 条で定めるものに限る。）により，当該療養のため勤務しない場合その他その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除き，その勤務しない 1 時間につき，第 3 7 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず，職員が業務上負傷し，若しくは疾病にかかり，又は通勤により負傷し，若しくは疾病にかかり療養のための勤務時間，休日，休暇等規則第 2 9 条に規定する病気休暇の期間につき労基法第 7 6 条の規定による休業補償及び労働者災害補償保険法（昭和 2 2 年法律第 5 0 号）の規定による補償等（以下「労災補償等」という。）を受ける場合にあつては，当該期間につき支給される給与額から当該労災補償等を受ける額に相当する額を控除した額を支給する。

（超過勤務手当）

第 3 3 条 所定の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には，所定の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して，勤務 1 時間につき，第 3 7 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 1 0 0 分の 1 2 5（その勤務が午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間である場合は，その割合に 1 0 0 分の 2 5 を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

（休日勤務手当）

第 3 4 条 休日に勤務することを命ぜられた職員には，休日に勤務した全時間に対して，勤務 1 時間につき，第 3 7 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 1 0 0 分の 1 3 5（その勤務が深夜である場合は，その割合に 1 0 0 分の 2 5 を加算した割合）を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

（夜勤手当）

第 3 5 条 所定の勤務時間として午後 1 0 時から翌日の午前 5 時までの間に勤務することを命ぜられた職員には，その間に勤務した全時間に対して，勤務 1 時間につき，第 3 7 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額の 1 0 0 分の 2 5 を夜勤手当として支給する。

（端数計算）

第 3 6 条 第 3 2 条に規定する勤務 1 時間当たりの給与額及び第 3 3 条から前条までの規定により勤務 1 時間につき支給する超過勤務手当，休日勤務手当又は夜勤手当の額を算定する場合において，当該額に，5 0 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て，5 0 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

（勤務 1 時間当たりの給与額の算出）

第 3 7 条 第 3 2 条から第 3 5 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は，本給の月額並びにこれに対する本給の調整額，初任給調整手当，地域手当，特地勤務手当，義務教育等教員特別手当及び教職調整額の月額の合計額を毎年 4 月 1 日を起算日とした 1 年間に於ける 1 月平均所定勤務時間で除して得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず，第 3 3 条から第 3 5 条までに規定する勤務 1 時間当たりの給与額は，当該勤務が第 2 9 条に規定する特殊勤務手当を支給されることとなる作業又は業務に該当する場合は，当該勤務に係る勤務 1 時間当たりの特殊勤務手当の額（1 日単位で支給されるものにあつては，その額を 8 で除した額）を，前項の規定による額に加算した額とする。

（宿日直手当）

第 3 8 条 宿日直勤務を命ぜられた職員には，次の表に掲げる種類の区分に応じた支給額の宿日直手当を支給する。

種 類 の 区 分	支給額（1回当たり）
一般の宿日直勤務	5,900円
看護師長等の宿日直勤務	5,900円
医師の宿日直勤務	20,000円

（管理職員特別勤務手当）

第39条 第22条第1項の規定により管理職手当を支給される職員（以下「特定管理職員」という。）が、臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務時間、休日、休暇等規則第13条及び第14条に基づく休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、特定管理職員にあっては12,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。ただし、同項の規定による勤務に従事する時間等を考慮して別に定める勤務にあっては、それぞれその額に100分の150を乗じて得た額とする。

（期末手当）

第40条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第42条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、第6条第3項に定める日（次条及び第42条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第24条第2項第1号若しくは船員就業規則第24条第2項第1号の規定により解雇し、又は死亡した職員（第9条第8項の規定の適用を受ける職員及び別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125、12月に支給する場合においては100分の150を乗じて得た額（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの並びに同表以外の各本給表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、別に定める職員を除く。第43条において「特定管理職員」という。）にあっては、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の130を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

3 フルタイム勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の65」と、「100分の150」とあるのは「100分の85」と、「100分の105」とあるのは「100分の55」と、「100分の130」とあるのは「100分の75」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき本給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの並びに同表以外の各本給表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各本給表につき別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、本給の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して別表第10に定める職員の区分

に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（管理職手当で定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に本給月額に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

- 6 第2項の在職期間は職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前6月以内の期間において、人事交流等により給与特例法適用職員等から引き続き本学の職員となった者について、本学の職員となる直前に属していた機関が期末手当に相当する手当を支給しないこととしている場合においては、当該機関における在職期間を本学の在職期間に通算する。
- 7 職員が次の各号の一に該当する場合は、期末手当は支給しない。
 - (1) 基準日に在職する職員のうち、次に掲げる職員
 - ア 無給休職者（職員就業規則第15条第1項各号（第2号を除く。）及び船員就業規則第15条第1項各号（第2号を除く。）の規定により休職とされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。）
 - イ 刑事休職者（職員就業規則第15条第1項第2号及び船員就業規則第15条第1項第2号の規定により休職とされている職員をいう。）
 - ウ 停職者（職員就業規則第51条第1項第3号及び船員就業規則第64条第1項第3号の規定により停職とされている職員をいう。以下同じ。）
 - エ 育児休業者（国立大学法人鹿児島大学職員育児休業等規則第3条の規定により育児休業をしている職員をいう。）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員
 - オ 介護休業者（国立大学法人鹿児島大学職員介護休業等規則第3条の規定により介護休業をしている職員をいう。以下同じ。）のうち、基準日以前6月以内の期間において勤務した期間がない職員
 - カ 大学院修学休業者（国立大学法人鹿児島大学教員の採用等に関する規則第8条の規定により大学院修学休業をしている職員をいう。）
 - (2) 基準日前1月以内に退職した職員のうち、次に掲げる職員
 - ア 退職した日において前号に該当する職員であった場合
 - イ 退職した後基準日までの間において給与特例法適用職員等となった者（本学の在職期間を当該職員としての在職期間に通算することとしている者に限る。）

（期末手当の不支給）

第41条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者には、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第51条第1項第1号又は船員就業規則第62条第1項第1号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第24条第2項第2号又は船員就業規則第24条第2項第2号の規定により解雇した職員
- (3) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に退職した職員（前2号に掲げる者を除く。）で、その退職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

（期末手当の一時差し止め）

第42条 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに退職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を

一時差し止めることができる。

- (1) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。第3項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
- (2) 退職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、国立大学法人としての職務に対する国民の信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）を受けた者は、国立大学法人鹿児島大学職員懲戒規則（平成16年規則第47号）第4条に規定する審査説明書を受領した日から起算すべき期間が経過した後においては、当該一時差止処分後の事情の変化を理由に、当該一時差止処分をした者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 3 学長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 4 前項の規定は、学長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 5 学長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

（勤勉手当）

- 第43条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、第6条第3項に定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第24条第2項第1号若しくは船員就業規則第24条第2項第1号の規定により解雇し、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。
- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、学長が別に定める基準に従って定める割合に、基準日以前6月以内における職員の勤務期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

勤務期間	割合
6月	100分の100

5月15日以上6月未満	100分の95
5月以上5月15日未満	100分の90
4月15日以上5月未満	100分の80
4月以上4月15日未満	100分の70
3月15日以上4月未満	100分の60
3月以上3月15日未満	100分の50
2月15日以上3月未満	100分の40
2月以上2月15日未満	100分の30
1月15日以上2月未満	100分の20
1月以上1月15日未満	100分の15
15日以上1月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	0

- (1) 前項の職員のうちフルタイム勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは解雇し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の70(特定管理職員にあっては、100分の90)を乗じて得た額の総額
- (2) 前項の職員のうちフルタイム勤務職員 当該フルタイム勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の35を乗じて得た額の総額
- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき本給の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第40条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは、「第43条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 第40条第7項の規定は、同項第1号中ア及びイを「休職者(職員就業規則第15条第1項及び船員就業規則第15条第1項の規定により休職とされている職員(第49条第1項の規定の適用を受ける者を除く。))をいう。」に読み替えて勤勉手当の支給について準用する。
- 6 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第41条中「前条第1項」とあるのは「第43条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日(第43条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と読み替えるものとする。

第44条 削除

(義務教育等教員特別手当)

- 第45条 教育学部附属小学校、中学校、特別支援学校に勤務する教育職員には、義務教育等教員特別手当を支給する。
- 2 義務教育等教員特別手当の月額は、20,200円を超えない範囲内で、職務の級及び号給(フルタイム勤務職員にあっては、職務の級)の別に応じて、別に定める。
- 3 教育学部附属幼稚園に勤務する教育職員については、第1項に規定する教育職員との権衡上必要と認められる範囲内において、別に定めるところにより、義務教育等教員特別手当を支給する。
- 4 第1項及び前項において「教育職員」とは、校長(専任に限る。)、副校長、副園長、教諭、養護教諭及び栄養教諭をいう。

(教職調整額)

- 第46条 教育学部附属小学校、中学校、特別支援学校及び幼稚園に勤務する教育職員(校

長及び副校長を除く。以下この条において同じ。)のうちその属する職務の級がこれらの本給表の1級又は2級である者には、その者の本給月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

(特定の職員についての適用除外)

第47条 第33条から第35条までの規定は、特定管理職員には適用しない。

2 第23条から第26条まで、第28条、第30条及び第31条の規定は、フルタイム勤務職員には適用しない。

(管理職手当、扶養手当、地域手当等の支給方法)

第48条 管理職手当、扶養手当、地域手当、特地勤務手当、超過勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し、必要な事項は別に定める。

(休職者の給与)

第49条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第15条第1項第1号又は船員就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額(労災補償等を受ける場合にあっては、当該労災補償等の額に相当する額を控除した額)を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第15条第1項第1号又は船員就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

3 職員が前2項以外の心身の故障により職員就業規則第15条第1項第1号又は船員就業規則第15条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

4 職員が職員就業規則第15条第1項第2号又は船員就業規則第15条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに本給、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 職員が職員就業規則第15条第1項第4号又は船員就業規則第15条第1項第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

6 職員が職員就業規則第15条第1項第3号若しくは第5号又は船員就業規則第15条第1項第3号若しくは第5号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに本給、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

7 職員就業規則第15条第1項各号又は船員就業規則第15条第1項各号の規定により休職にされた職員には、前各項に定める給与を除く外、他のいかなる給与も支給しない。

8 第2項、第3項、第5項又は第6項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第40条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは職員就業規則第24条第2項第1号若しくは船員就業規則第24条第2項第1号の規定により解雇し、又は死亡したときは、同項の規定により第6条第3項で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。

9 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第41条及び第42条の規定を準用する。この場合において、第41条中「前条第1項」とあるのは、「第49条第8項」と読み替えるものとする。

(復職時調整)

第49条の2 休職にされた職員が復職した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、休職期間を別に定めるところにより換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、復職の日及び復職の日後における最初の昇給日に別に定めるところにより、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができるものとする。

2 育児休業をしていた職員が職務に復帰した場合には、当該育児休業期間を引き続き勤務したものとみなして、その者の号給を調整することができるものとする。

(給与の半減)

第50条 当分の間、第32条の規定にかかわらず、職員が負傷(職務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(職務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(国立大学法人鹿児島大学職員労働安全衛生管理規則(平成16年4月1日制定)第39条で定めるものに限る。)により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して60日(結核性疾患にあっては、1年)を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給の半額を減ずる。ただし、別に定める手当の算定については、当該職員の本給の半減前の額をその算定の基礎となる本給の額とする。

2 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、本給の計算その他本給の半減に関し必要な事項は、別に定める。

(この規則により難しい場合の措置)

第51条 特別の事情によりこの規則によることができない場合又はこの規則によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取り扱いをすることができる。

(その他)

第52条 職員の給与に関して、本規則に規定するもののほか、実施について必要な事項は学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条の規定により本学の職員となった者の給与については、次の各号に定めるところによる。

(1) 施行日において適用される本給表は、施行日の前日における給与法適用時における俸給表を、次の表により切り替えて決定する。

俸 給 表	本 給 表
行政職俸給表(一)	一般職本給表(一)
行政職俸給表(二)	一般職本給表(二)
海事職俸給表(一)	海事職本給表(一)
海事職俸給表(二)	海事職本給表(二)
教育職俸給表(一)	教育職本給表(一)
教育職俸給表(二)	教育職本給表(二)
教育職俸給表(三)	教育職本給表(三)
医療職俸給表(二)	医療職本給表(一)
医療職俸給表(三)	医療職本給表(二)
指定職俸給表	指定職本給表

(2) 施行日の前日における俸給表における職務の級に在級した期間は、施行日において適用される職務の級に在級した期間に通算する。

(3) 施行日において適用される号給又は本給月額(以下「号給等」という。)は、俸給表

- における号俸と同じ本給月額の本給表における号給（俸給表における職務の級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていた職員にあっては、同じ額の本給月額）とする。
- (4) 施行日の前日における号俸又は俸給月額（以下「旧号俸等」という。）を受けていた期間（当該旧号俸等を受けていたとみなされる期間を含む。）は、施行日において適用される号給等を受ける期間に通算する。
 - (5) 施行日以後の最初の昇給に係る勤務成績の判定は、施行日の前日における号俸等を受けることとなった日以後の期間（当該号俸等を受けていたとみなされる期間を含む。）について行うものとする。
 - (6) 施行日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成10年法律第120号）附則第11項から第13項までの適用を受けている職員の昇給については、この規則の第13条第3項の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も、人事院規則の定めるところにより、昇給させることができる。
 - (7) 施行日の前日において、給与法の規定に基づき扶養手当、通勤手当、住居手当又は単身赴任手当（以下この項において「諸手当」という。）を支給されていた職員にあっては、当該支給に係る諸手当の届出及び認定をもって、施行日において、この規則に基づく届出及び認定がなされたものとみなす。
 - (8) 施行日の前日において給与法の規定に基づく調整手当の異動保障の適用を受ける職員については、施行日から2年の範囲内で、第25条の規定を適用し、調整手当を支給する。
 - (9) 平成16年6月1日を基準日とする期末手当及び勤勉手当の支給にあっては、平成15年12月2日以降の給与法の適用を受けていた期間を、この規則による在職期間又は勤務期間に通算する。
 - (10) 施行日の前日において給与法第23条の規定により給与を支給されていた職員が、施行日において引き続き第49条の規定により給与を支給されることとなる場合にあっては、施行日の前日まで引き続いた休職の期間は、同条に規定する休職の期間に通算する。
 - (11) 施行日の前日において病気休暇を承認されていた職員が、引き続き施行日において同一傷病等又は同一傷病等に起因すると認められる疾病（業務上又は通勤によるものを除く。）のため病気休暇を承認された場合の第50条の適用にあっては、第50条中「60日」とあるのは「90日」と読み替えるものとする。
 - (12) 指定職本給表の適用については、施行日に在職する医学部長、歯学部長及び工学部長がその職を終了するまでの間、適用するものとする。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年11月22日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日（以下「切替日」という。）の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。
- 3 切替日の前日において改正前の国立大学法人鹿児島大学職員給与規則（以下「旧規則」という。）別表第1-1から別表第4-2までの本給表を受けていた職員の切替日における号給（以下「新号給」という。）は、旧級、切替日の前日においてその者が受けて

いた号給（以下「旧号給」という。）及びその者が旧号給を受けていた期間（以下「経過期間」という。）に応じて別に定める号給とする。

- 4 切替日の前日において本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた職員の切替日における号給は別に定める。
- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及びこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 6 前各項の規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は本給月額は旧規則に従って定められたものでなければならない。
- 7 切替日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額（平成 22 年 3 月 1 日において、適用される本給表並びに職務の級及び号給がそれぞれ次の表の本給表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものである職員以外の職員（以下「減額改定対象職員」という。）にあっては、当該本給月額に 100 分の 99.76 を乗じて得た額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））に達しないこととなる職員（別に定める職員を除く。）には、本給月額のほか、その差額に相当する額を本給として支給する。

本給表	職務の級	号給
一般職本給表（一）	1 級	1 号給から 5 6 号給まで
	2 級	1 号給から 2 4 号給まで
	3 級	1 号給から 8 号給まで
一般職本給表（二）	1 級	1 号給から 6 8 号給まで
	2 級	1 号給から 3 2 号給まで
海事職本給表（一）	1 級	1 号給から 5 2 号給まで
	2 級	1 号給から 3 2 号給まで
	3 級	1 号給から 8 号給まで
海事職本給表（二）	1 級	1 号給から 6 4 号給まで
	2 級	1 号給から 4 4 号給まで
教育職本給表（一）	1 級	1 号給から 4 8 号給まで
	2 級	1 号給から 3 2 号給まで
	3 級	1 号給から 1 2 号給まで
教育職本給表（二）	1 級	1 号給から 5 2 号給まで
	2 級	1 号給から 4 4 号給まで
教育職本給表（三）	1 級	1 号給から 5 2 号給まで
	2 級	1 号給から 4 4 号給まで
医療職本給表（一）	1 級	1 号給から 5 2 号給まで
	2 級	1 号給から 3 2 号給まで
	3 級	1 号給から 1 6 号給まで
	4 級	1 号給から 4 号給まで
医療職本給表（二）	1 級	1 号給から 5 6 号給まで
	2 級	1 号給から 4 0 号給まで
	3 級	1 号給から 1 6 号給まで
	4 級	1 号給から 4 号給まで

- 8 切替日の前日から引き続き本給表の適用を受ける職員（前項に定める職員を除く。）について、同項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、本給を支給する。
- 9 切替日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前 2 項の規定による本給を支給される職員との権衡上必要があると認められ

- るときは、当該職員には、前2項に準じて、本給を支給する。
- 10 平成22年3月31日までの間における改正後の第13条の規定の適用については、第2項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」と、第3項中「2号給」とあるのは「1号給」とする。
- 11 平成19年1月1日までの間における改正後の第13条第1項の規定の適用については、同項中「昇給日前1年間」とあるのは「平成18年4月1日から同年12月31日までの期間」と、改正後の第15条の規定の適用については、第4項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「D又はE（第13条第3項の規定の適用を受ける特定職員にあっては、C、D又はE）」と、第6項中「前年の昇給日後に新たに職員となった特定職員」とあるのは「平成19年1月1日における特定職員」と、「新たに職員となった日又は号給を決定された日」とあるのは「平成18年4月1日」とする。
- 12 平成19年1月2日から平成22年1月1日までの間における改正後の第15条第4項の規定の適用については、同項中「定める号給数」とあるのは「定める号給数に相当する数から1を減じて得た数に相当する号給数」と、「E」とあるのは「E（第13条第3項の規定の適用を受ける特定職員にあっては、D又はE）」とする。
- 13 平成19年1月1日において、一般職員を改正後の第13条第1項の規定による昇給（同条第4項により行うものを除く。）をさせる場合の号給数は、次項に規定するその者の勤務成績に応じて定める基準となる号給数（同項において「基準号給数」という。）に相当する数から1を減じて得た数に、切替日から平成18年12月31日までの期間の月数を12月で除して得た数に相当する号給数とする。この場合において、次に掲げる一般職員は、昇給しない。
- (1) この項の規定による号給数が零となる一般職員
 - (2) 改正後の第13条第3項の規定の適用を受ける一般職員で次項第2号又は第3号に掲げる一般職員に該当するもの
 - (3) 次項第3項に掲げる一般職員で学長が昇給させることが相当でないと認めるもの
- 14 一般職員の基準号給数は、改正後の第15条第1項に規定する勤務成績の証明に基づき、当該一般職員が次の各号に掲げる一般職員のいずれかに該当するかに応じ、当該各号に定める号給数とする。
- (1) 勤務成績が特に良好である一般職員 8号給以上（第13条第3項の規定の適用を受ける一般職員にあっては、4号給以上）
 - (2) 勤務成績が良好である一般職員 4号給
 - (3) 勤務成績が良好であると認められない一般職員 3号給以下
- 15 学長の定める事由以外の事由によって切替日から平成18年12月31日までの期間の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない一般職員その他学長の定める一般職員については、前項第3号に掲げる一般職員に該当するものとみなして、前2項の規定を適用する。
- 16 附則第13項の規定による昇給の号給数が、平成19年1月1日にその者が属する職務の級の最高の号給の号数から同日の前日にその者が受けていた号給の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる一般職員の昇給の号給数は、同項の規定にかかわらず、当該相当する号給数とする。
- 17 切替日の前日から引き続き本給の調整額を適用されている職員について、その者に係る調整基本額が切替日の前日にその者に適用されていた調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に達しないこととなる職員には、改正後の第21条第2項の規定による本給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額を本給の調整額として支給する。
- (1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100
 - (2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75
 - (3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50

(4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

附則別表 職務の級の切替表(附則第2項関係)

本給表	旧級	新級
一般職本給表(一)	1級	1級
	2級	
	3級	2級
	4級	3級
	5級	
	6級	4級
	7級	5級
	8級	6級
	9級	7級
	10級	8級
	11級	9級
		10級
一般職本給表(二)	3級	3級
	4級	
	5級	4級
	6級	5級
教育職本給表(一)	5級	5級
		6級

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

ただし、第46条については平成18年4月1日から適用する。

2 この規則の第22条の規定により、施行日の前日から引き続き管理職手当を支給されている職員について、その者に係る管理職手当の額が施行日の前日にその者に適用されていた管理職手当の額に100分の99.76を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)に達しないこととなる職員には、改正後の第22条の規定による管理職手当の額のほか当該管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を管理職手当として支給する。

(1) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の100

(2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75

(3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50

(4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

3 前項に規定する経過措置基準額については、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成20年2月26日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

2 平成19年6月期における改正後の規則第43条の規定の適用については、第2項第1号中「100分の75(特定幹部職員にあっては、100分の95)」とあるのは、「100分の72.5(特定幹部職員にあっては、100分の92.5)」とし、平成19年12月期における同条の規定の適用については、第2項第1号中「100分の75(特定幹部職員にあっては、100分の95)」とあるのは、「100分の77.5(特定幹部職員にあっては、100分の97.5)」とし、規則改正後に差額を支給す

る。

附 則

この規則は、平成 20 年 8 月 20 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 6 月 26 日から施行し、平成 21 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に改正前の規則第 26 条第 1 項第 2 号による住居手当の認定を受けた職員には、同号による支給期間に限り同号による住居手当を支給する。

別表第1 - 1 (第11条関係) 一般職本給表(一)

職員 の 区分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700	467,500	532,800
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	416,200	470,600	536,000
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,700	473,700	539,200
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	421,200	476,800	542,400
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600	423,500	479,800	545,600
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200	425,900	482,900	548,100
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800	428,300	486,000	550,600
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	384,400	430,700	489,100	553,100
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000	433,000	492,100	555,600
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700	435,300	495,200	557,500
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400	437,600	498,300	559,300
再	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100	439,800	501,400	561,200
雇	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700	442,000	504,400	563,000
用	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	400,000	444,000	506,800	564,500
職	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	402,400	446,000	509,200	566,000
員	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,800	448,000	511,600	567,500
以	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700	407,100	450,000	514,100	569,000
外	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700	409,200	451,800	515,600	570,200
の	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700	411,300	453,600	517,100	571,400
職	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700	413,400	455,400	518,600	572,600
員	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800	415,500	457,200	519,800	573,800
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700	417,500	458,700	521,300	
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700	419,500	460,200	522,800	
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700	421,500	461,700	524,300	
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800	423,600	463,200	525,600	
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800	425,200	464,600	526,800	
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800	426,800	466,000	528,000	
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800	428,400	467,400	529,200	
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800	430,100	468,600	530,400	
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700	431,400	469,400	531,300	
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,400	383,600	432,700	470,200	532,200	
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500	434,000	471,000	533,100	
	33	185,800	242,100	282,700	328,600	357,200	387,300	435,300	471,800	534,000	
	34	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	389,000	436,600	472,600	534,900	
	35	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700	437,900	473,400	535,800	
	36	190,300	246,700	288,400	334,800	362,600	392,400	439,100	474,200	536,700	

37	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100	440,400	475,000	537,600
38	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300	441,300	475,800	538,500
39	194,200	251,200	293,700	340,700	367,400	396,500	442,200	476,600	539,400
40	195,500	252,800	295,500	342,700	368,900	397,700	443,100	477,400	540,300
41	196,900	254,200	297,400	344,600	370,400	398,900	443,900	478,200	541,200
42	198,200	255,600	299,100	346,500	371,600	400,100	444,700	478,900	
43	199,500	257,000	300,800	348,400	372,800	401,300	445,500	479,700	
44	200,800	258,400	302,500	350,300	374,000	402,500	446,300	480,500	
45	202,000	259,700	304,200	352,200	375,000	403,500	447,100	481,300	
46	203,300	261,100	305,900	353,800	375,900	404,200	447,900		
47	204,600	262,500	307,600	355,400	376,800	404,900	448,700		
48	205,900	263,900	309,300	357,000	377,700	405,600	449,500		
49	207,100	265,200	310,800	358,700	378,700	406,400	450,100		
50	208,200	266,400	312,400	359,900	379,500	407,100	450,900		
51	209,300	267,700	314,000	361,100	380,300	407,800	451,700		
52	210,400	269,000	315,600	362,300	381,100	408,500	452,500		
53	211,600	270,100	317,300	363,300	382,000	409,300	453,100		
54	212,600	271,400	318,900	364,400	382,700	410,000	453,900		
55	213,600	272,700	320,500	365,400	383,400	410,700	454,700		
56	214,600	274,000	322,100	366,500	384,100	411,400	455,500		
57	215,400	275,200	323,600	367,400	384,800	412,100	456,100		
58	216,400	276,300	324,800	368,100	385,500	412,800	456,900		
59	217,300	277,400	326,000	368,800	386,200	413,500	457,700		
60	218,300	278,500	327,200	369,500	386,900	414,200	458,500		
61	219,200	279,700	328,300	370,100	387,400	414,800	459,100		
62	220,200	280,700	329,300	370,800	388,100	415,500			
63	221,200	281,700	330,200	371,500	388,800	416,200			
64	222,200	282,700	331,200	372,200	389,500	416,900			
65	223,000	283,700	332,100	372,700	390,000	417,400			
66	224,000	284,600	332,900	373,400	390,700	418,000			
67	225,000	285,500	333,700	374,100	391,400	418,700			
68	226,100	286,400	334,500	374,800	392,100	419,400			
69	226,900	287,400	335,400	375,300	392,600	419,900			
70	227,700	288,200	336,100	376,000	393,300	420,600			
71	228,500	289,000	336,800	376,700	394,000	421,300			
72	229,300	289,800	337,500	377,400	394,700	422,000			
73	230,100	290,600	338,000	377,900	395,200	422,500			
74	230,800	291,100	338,600	378,600	395,900	423,200			
75	231,500	291,600	339,200	379,300	396,600	423,900			
76	232,200	292,100	339,800	380,000	397,300	424,600			

77	233,000	292,500	340,200	380,500	397,800	425,100				
78	233,800	292,900	340,700	381,100	398,500					
79	234,600	293,300	341,200	381,700	399,200					
80	235,400	293,700	341,700	382,300	399,900					
81	236,100	294,000	342,200	383,000	400,400					
82	236,800	294,400	342,700	383,600	401,100					
83	237,500	294,800	343,200	384,200	401,800					
84	238,200	295,200	343,700	384,800	402,500					
85	239,000	295,500	344,200	385,500	403,000					
86	239,700	295,900	344,700	386,100						
87	240,400	296,300	345,200	386,700						
88	241,100	296,700	345,700	387,300						
89	241,900	297,000	346,100	388,000						
90	242,400	297,400	346,600	388,600						
91	242,900	297,800	347,100	389,200						
92	243,400	298,200	347,600	389,800						
93	243,700	298,400	347,900	390,500						
94		298,800	348,400							
95		299,200	348,900							
96		299,600	349,400							
97		299,800	349,700							
98		300,200	350,200							
99		300,600	350,700							
100		301,000	351,200							
101		301,200	351,500							
102		301,600	351,900							
103		302,000	352,300							
104		302,400	352,700							
105		302,600	353,200							
106		303,000	353,600							
107		303,400	354,000							
108		303,800	354,400							
109		304,000	354,900							
110		304,400	355,300							
111		304,800	355,700							
112		305,200	356,100							
113		305,400	356,600							
114		305,800								
115		306,200								
116		306,600								

	117		306,800								
	118		307,100								
	119		307,400								
	120		307,700								
	121		308,100								
	122		308,400								
	123		308,700								
	124		309,000								
	125		309,400								
再雇 用職 員		186,500	214,200	258,600	278,900	294,500	320,600	363,600	398,000	450,400	532,800

備考（一）この表は、他の本給表の適用を受けないすべての職員に適用する。

（二）2級の1号給を受ける職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった職員で別に定めるものの本給月額は、この表の額にかかわらず、181,200円とする。

別表第1-2(第11条関係) 一般職本給表(二)

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
		円	円	円	円	円
	1	121,600	172,600	194,500	247,300	279,200
	2	122,500	174,100	195,900	248,700	281,100
	3	123,500	175,600	197,300	250,100	283,000
	4	124,400	177,100	198,700	251,500	284,900
	5	125,400	178,500	200,100	252,700	286,800
	6	126,400	180,000	201,600	254,000	288,700
	7	127,400	181,500	203,100	255,300	290,600
	8	128,400	183,000	204,600	256,600	292,500
	9	129,200	184,500	206,100	257,700	294,200
	10	130,200	185,700	207,700	259,000	296,000
	11	131,200	187,000	209,300	260,300	297,800
	12	132,300	188,300	210,900	261,600	299,600
再	13	133,100	189,700	212,300	262,700	301,200
雇	14	134,100	190,800	214,000	263,900	302,900
用	15	135,100	192,000	215,700	265,100	304,600
	16	136,100	193,200	217,400	266,200	306,300
職	17	137,200	194,400	218,900	267,400	307,900
員	18	138,400	195,600	220,100	268,600	309,600
	19	139,600	196,700	221,300	269,800	311,300
以	20	140,800	197,800	222,500	271,000	313,000
外	21	141,900	198,800	223,800	272,000	314,500
の	22	143,100	200,000	225,400	273,100	316,000
	23	144,300	201,200	227,000	274,200	317,500
職	24	145,500	202,400	228,600	275,300	319,000
員	25	146,700	203,600	230,300	276,400	320,600
	26	148,200	204,900	231,800	277,500	322,100
	27	149,700	206,200	233,300	278,600	323,600
	28	151,200	207,500	234,800	279,700	325,100
	29	152,600	208,800	236,200	280,800	326,700
	30	154,100	210,100	237,600	281,900	328,000
	31	155,600	211,400	239,000	283,000	329,300
	32	157,100	212,700	240,400	284,100	330,500
	33	158,600	213,600	241,700	285,000	331,800
	34	160,400	215,000	243,100	286,100	333,100
	35	162,200	216,300	244,500	287,200	334,400
	36	164,000	217,700	245,900	288,300	335,700
	37	165,800	218,800	247,200	289,200	337,000

38	167,500	220,100	248,600	290,200	338,300
39	169,200	221,400	250,000	291,200	339,600
40	170,900	222,700	251,400	292,200	340,900
41	172,500	223,800	252,600	293,100	342,100
42	173,900	225,000	253,900	294,100	343,300
43	175,300	226,200	255,200	295,100	344,500
44	176,700	227,400	256,500	296,100	345,700
45	178,200	228,600	257,600	296,900	346,800
46	179,600	229,800	258,800	297,800	347,900
47	181,000	231,000	260,000	298,700	349,000
48	182,400	232,200	261,200	299,600	350,100
49	183,700	233,400	262,500	300,500	351,300
50	184,900	234,600	263,700	301,400	352,300
51	186,100	235,800	264,900	302,300	353,300
52	187,300	237,000	266,000	303,200	354,300
53	188,400	238,200	267,100	304,000	355,300
54	189,500	239,200	268,300	304,800	356,200
55	190,600	240,200	269,500	305,600	357,100
56	191,700	241,200	270,700	306,400	358,000
57	192,800	242,300	271,700	307,200	358,900
58	193,900	243,300	272,800	308,000	359,800
59	195,000	244,300	273,900	308,800	360,700
60	196,100	245,300	275,000	309,600	361,600
61	197,200	246,300	276,100	310,200	362,500
62	198,100	247,200	277,200	310,900	363,400
63	199,000	248,100	278,300	311,600	364,300
64	199,900	249,000	279,400	312,300	365,200
65	200,600	250,000	280,500	313,000	365,800
66	201,400	250,800	281,400	313,600	366,400
67	202,200	251,600	282,300	314,200	367,000
68	203,000	252,400	283,200	314,800	367,600
69	203,600	253,200	284,100	315,500	368,100
70	204,200	253,800	284,900	316,000	
71	204,700	254,400	285,700	316,500	
72	205,300	255,000	286,500	317,000	
73	205,900	255,500	287,400	317,300	
74	206,600	256,000	288,200	317,800	
75	207,300	256,500	289,000	318,300	
76	208,100	257,000	289,800	318,800	
77	208,500	257,600	290,600	319,100	
78	209,200	258,100	291,200	319,500	
79	209,900	258,600	291,800	319,900	

80	210,600	259,100	292,400	320,300
81	211,300	259,500	292,900	320,800
82	212,000	259,800	293,500	321,200
83	212,700	260,100	294,100	321,600
84	213,400	260,400	294,700	322,000
85	214,100	260,800	295,200	322,400
86	214,800	261,200	295,800	322,800
87	215,500	261,600	296,400	323,200
88	216,200	262,000	297,000	323,600
89	216,800	262,200	297,400	323,900
90	217,400	262,600	297,900	324,300
91	218,000	263,000	298,400	324,700
92	218,600	263,400	298,900	325,100
93	219,100	263,800	299,400	325,400
94	219,600	264,200	299,900	325,800
95	220,100	264,600	300,400	326,200
96	220,600	265,000	300,900	326,600
97	221,200	265,200	301,300	326,900
98	221,700	265,500	301,800	327,300
99	222,200	265,700	302,300	327,700
100	222,700	266,000	302,800	328,100
101	223,300	266,400	303,200	328,400
102	223,900	266,700	303,600	
103	224,500	267,000	304,000	
104	225,100	267,300	304,400	
105	225,500	267,600	304,800	
106	226,000	267,900	305,200	
107	226,500	268,200	305,600	
108	227,000	268,500	306,000	
109	227,400	268,800	306,400	
110	227,900	269,100	306,800	
111	228,400	269,400	307,200	
112	228,900	269,700	307,600	
113	229,400	270,000	307,900	
114	229,900	270,300	308,300	
115	230,400	270,600	308,700	
116	230,900	270,900	309,100	
117	231,300	271,200	309,400	
118	231,700	271,500	309,800	
119	232,100	271,800	310,200	
120	232,500	272,100	310,600	

	121	232,900	272,300	310,900		
	122		272,600	311,300		
	123		272,900	311,700		
	124		273,200	312,100		
	125		273,300	312,300		
	126		273,600	312,700		
	127		273,900	313,100		
	128		274,200	313,500		
	129		274,300	313,700		
	130		274,600	314,100		
	131		274,900	314,500		
	132		275,200	314,900		
	133		275,300	315,100		
	134		275,600			
	135		275,900			
	136		276,200			
	137		276,300			
再雇 用職 員		192,400	203,800	226,000	247,300	279,200

備考 この表は、機器の運転操作、大学内の建物の監視その他の業務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で別に定めるものに適用する。

別表第2 - 1 (第11条関係) 海事職本給表(一)

職員の区分	職務の級号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円
	1	162,900	216,200	260,300	313,100	355,700	418,500	497,800
	2	165,200	218,300	262,100	315,600	358,200	421,100	499,700
	3	167,500	220,400	263,900	318,100	360,700	423,700	501,600
	4	169,800	222,500	265,700	320,600	363,200	426,300	503,500
	5	172,200	224,500	267,300	323,100	365,600	428,800	505,400
	6	174,700	226,600	269,300	325,600	368,800	431,300	506,800
	7	177,100	228,700	271,300	328,100	372,000	433,800	508,200
	8	179,600	230,800	273,300	330,500	375,200	436,300	509,600
	9	181,800	233,000	275,200	333,000	378,200	438,700	510,800
	10	184,200	234,900	278,000	335,500	381,300	441,000	512,100
	11	186,600	236,800	280,700	338,000	384,400	443,400	513,400
再	12	189,100	238,700	283,300	340,500	387,500	445,800	514,700
雇	13	191,600	240,600	286,000	343,000	390,500	448,100	516,100
用	14	194,200	242,500	288,800	345,500	393,300	450,500	517,300
職	15	196,900	244,400	291,600	348,000	396,100	452,900	518,500
員	16	199,500	246,300	294,300	350,500	398,900	455,300	519,600
以	17	201,900	248,200	296,900	353,000	401,800	457,600	520,900
	18	204,600	250,100	299,500	355,500	403,900	459,900	522,100
	19	207,300	252,000	302,100	358,000	406,000	462,200	523,300
	20	210,000	253,900	304,700	360,500	408,100	464,500	524,500
外	21	212,600	255,600	307,200	363,000	410,000	466,900	525,600
の	22	214,200	257,300	308,900	365,400	412,000	468,700	526,600
職	23	215,800	259,000	310,600	367,700	414,000	470,500	527,600
員	24	217,400	260,700	312,300	370,100	416,000	472,300	528,600
	25	218,900	262,500	313,900	372,600	417,800	474,200	529,600
	26	220,400	264,300	315,800	375,000	419,500	475,600	530,400
	27	221,900	266,100	317,700	377,400	421,300	477,000	531,200
	28	223,400	267,900	319,600	379,800	423,100	478,400	532,000
	29	225,000	269,600	321,300	382,000	424,700	479,800	532,700
	30	226,100	271,300	323,100	384,200	426,400	481,000	
	31	227,200	273,000	324,900	386,400	428,100	482,200	
	32	228,300	274,700	326,700	388,600	429,800	483,400	
	33	229,500	276,100	328,300	390,700	431,400	484,400	
	34	230,400	277,800	329,900	392,500	432,700	485,500	

35	231,300	279,400	331,400	394,300	434,000	486,600
36	232,200	281,000	333,000	396,100	435,300	487,700
37	233,100	282,400	334,700	398,000	436,700	488,700
38	234,000	283,800	336,300	399,500	437,700	489,600
39	234,900	285,200	337,900	401,000	438,700	490,500
40	235,800	286,600	339,500	402,500	439,700	491,400
41	236,800	288,000	341,000	403,800	440,600	492,300
42	237,700	289,300	342,500	405,200	441,400	493,000
43	238,600	290,500	344,000	406,600	442,200	493,700
44	239,500	291,700	345,500	408,000	443,000	494,400
45	240,400	293,000	347,100	409,500	443,700	495,000
46	241,300	294,400	348,500	410,900	444,400	495,700
47	242,200	295,800	349,900	412,300	445,100	496,400
48	243,100	297,200	351,300	413,700	445,800	497,100
49	243,700	298,700	352,600	415,100	446,500	497,700
50	244,400	299,800	354,100	416,000	447,200	498,400
51	245,100	300,900	355,600	416,900	447,900	499,100
52	245,800	302,000	357,100	417,800	448,600	499,800
53	246,200	303,200	358,500	418,400	449,300	500,400
54	246,900	304,300	359,900	419,000	450,000	501,100
55	247,500	305,400	361,300	419,600	450,700	501,800
56	248,200	306,500	362,700	420,200	451,400	502,500
57	248,800	307,700	363,900	420,800	452,100	503,100
58	249,500	308,800	365,200	421,400	452,800	
59	250,200	309,900	366,400	422,000	453,500	
60	250,900	311,000	367,700	422,600	454,200	
61	251,600	311,900	368,900	423,200	454,800	
62	252,300	312,700	369,500	423,800	455,500	
63	252,900	313,500	370,100	424,400	456,200	
64	253,500	314,300	370,700	425,000	456,900	
65	254,000	314,900	371,100	425,600	457,400	
66	254,500	315,600	371,600	426,200	458,100	
67	255,000	316,300	372,100	426,800	458,800	
68	255,500	317,000	372,600	427,400	459,500	
69	255,800	317,800	373,200	428,100	460,000	
70			373,700	428,700	460,700	
71			374,200	429,300	461,400	
72			374,700	429,900	462,100	

	73			375,300	430,600	462,600		
	74			375,800	431,200			
	75			376,300	431,800			
	76			376,800	432,400			
	77			377,400	433,100			
	78			377,900	433,800			
	79			378,400	434,500			
	80			378,900	435,200			
	81			379,500	435,700			
	82			380,000	436,400			
	83			380,500	437,100			
	84			381,000	437,800			
	85			381,600	438,300			
	86			382,100	439,000			
	87			382,600	439,700			
	88			383,100	440,400			
	89			383,700	440,900			
	90			384,200				
	91			384,700				
	92			385,200				
	93			385,800				
	94			386,300				
	95			386,800				
	96			387,300				
	97			387,900				
	98			388,400				
	99			388,900				
	100			389,400				
	101			390,000				
再雇用職員		219,200	249,600	283,700	325,900	355,700	403,400	473,500

備考 この表は、かごしま丸、南星丸に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等で別に定めるものに適用する。

別表第2-2(第11条関係) 海事職本給表(二)

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級
		本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円	本給月額 円
	1	138,000	181,100	214,900	251,000	286,400	317,400
	2	139,000	183,300	216,600	252,900	287,900	319,300
	3	140,100	185,500	218,300	254,800	289,400	321,200
	4	141,100	187,700	220,000	256,700	290,900	323,100
	5	142,100	189,800	221,500	258,700	292,500	325,000
	6	143,400	191,700	223,200	260,700	293,900	326,800
	7	144,700	193,600	224,900	262,700	295,300	328,600
	8	146,000	195,500	226,600	264,700	296,700	330,400
	9	147,100	197,300	228,300	266,400	298,100	332,200
	10	148,600	198,900	230,100	268,300	299,400	333,900
	11	150,200	200,500	231,900	270,200	300,700	335,600
	12	151,700	202,100	233,700	272,100	302,000	337,300
	13	153,000	203,700	235,500	273,800	303,400	338,900
	14	154,500	205,300	237,300	275,400	304,500	340,600
	15	156,000	206,900	239,100	277,000	305,600	342,300
	16	157,600	208,500	240,900	278,600	306,700	344,000
再	17	159,000	210,000	242,800	280,200	307,800	345,600
雇	18	160,700	211,400	244,900	281,700	308,900	347,300
用	19	162,400	212,800	247,000	283,200	310,000	349,000
	20	164,100	214,200	249,100	284,700	311,100	350,700
職	21	165,700	215,400	251,000	286,300	312,100	352,300
員	22	167,600	216,800	252,900	287,800	313,200	353,900
	23	169,500	218,300	254,800	289,300	314,300	355,500
	24	171,400	219,800	256,700	290,800	315,400	357,100
以	25	173,100	221,200	258,700	292,400	316,300	358,700
外	26	174,900	222,600	260,700	293,800	317,200	360,300
の	27	176,700	224,100	262,700	295,200	318,100	361,900
	28	178,500	225,600	264,700	296,600	319,000	363,500
職	29	180,100	226,900	266,400	298,000	320,000	365,000
員	30	182,200	228,500	268,300	299,300	320,900	366,400
	31	184,300	230,100	270,200	300,600	321,800	367,900
	32	186,400	231,600	272,100	301,900	322,700	369,400
	33	188,300	233,000	273,800	303,300	323,600	370,800
	34	190,200	234,500	275,400	304,400	324,500	372,100
	35	192,100	235,900	277,000	305,500	325,400	373,400
	36	194,000	237,300	278,600	306,600	326,300	374,700
	37	195,800	238,600	280,200	307,700	327,200	376,100

38	197,400	239,900	281,700	308,800	328,100	377,400
39	199,000	241,300	283,200	309,900	329,000	378,700
40	200,600	242,700	284,700	311,000	329,900	380,000
41	202,000	243,800	286,300	312,000	330,700	381,100
42	203,600	245,300	287,800	313,100	331,600	382,300
43	205,200	246,800	289,300	314,200	332,500	383,500
44	206,800	248,300	290,800	315,300	333,400	384,700
45	208,300	249,600	292,400	316,200	334,300	385,900
46	209,600	251,100	293,800	317,100	335,200	387,100
47	210,900	252,500	295,200	318,000	336,100	388,300
48	212,200	254,000	296,600	318,900	337,000	389,500
49	213,600	255,500	298,000	319,800	337,800	390,600
50	214,800	257,000	299,300	320,600	338,500	391,700
51	216,000	258,500	300,600	321,400	339,200	392,800
52	217,200	260,000	301,900	322,200	339,900	393,900
53	218,500	261,300	303,300	322,800	340,600	395,100
54	219,800	262,700	304,400	323,600	341,200	396,100
55	221,100	264,100	305,500	324,400	341,800	397,100
56	222,400	265,500	306,600	325,200	342,400	398,100
57	223,500	266,700	307,700	325,800	342,800	399,100
58	224,700	268,100	308,800	326,500	343,400	400,100
59	225,900	269,500	309,900	327,200	344,000	401,100
60	227,100	270,900	311,000	327,900	344,600	402,100
61	228,300	272,200	312,000	328,700	345,000	402,900
62	229,400	273,500	313,100	329,300	345,600	403,800
63	230,400	274,800	314,200	329,900	346,200	404,700
64	231,500	276,100	315,300	330,500	346,800	405,600
65	232,300	277,500	316,200	330,900	347,200	406,300
66	233,300	278,700	317,100	331,500	347,700	406,900
67	234,300	279,900	318,000	332,100	348,200	407,500
68	235,400	281,100	318,900	332,700	348,700	408,100
69	236,500	282,100	319,800	333,100	349,300	408,800
70	237,400	283,000	320,500	333,500	349,800	
71	238,300	283,900	321,200	333,900	350,300	
72	239,200	284,800	321,900	334,300	350,800	
73	240,200	285,800	322,400	334,700	351,400	
74	240,900	286,500	323,000	335,100	351,900	
75	241,600	287,200	323,600	335,500	352,400	
76	242,300	287,900	324,200	335,900	352,900	
77	242,700	288,500	324,900	336,300	353,500	
78	243,400	289,100	325,500	336,700	354,000	
79	244,100	289,700	326,100	337,100	354,500	

	80	244,800	290,300	326,700	337,500	355,000	
	81	245,500	291,000	327,300	337,900	355,600	
	82	246,000	291,600	327,700	338,300	356,100	
	83	246,500	292,200	328,100	338,700	356,600	
	84	247,000	292,800	328,500	339,100	357,100	
	85	247,400	293,400	328,900	339,500	357,600	
	86		293,900	329,300	339,900	358,100	
	87		294,400	329,700	340,300	358,600	
	88		294,900	330,100	340,700	359,100	
	89		295,300	330,500	341,100	359,600	
	90		295,700	330,900	341,500		
	91		296,100	331,300	341,900		
	92		296,500	331,700	342,300		
	93		296,700	331,900	342,700		
	94		297,100	332,300	343,100		
	95		297,500	332,700	343,500		
	96		297,900	333,100	343,900		
	97		298,100	333,300	344,300		
	98		298,500	333,700	344,700		
	99		298,900	334,100	345,100		
	100		299,300	334,500	345,500		
	101		299,800	334,700	345,900		
	102		300,100	335,000	346,300		
	103		300,400	335,300	346,700		
	104		300,700	335,600	347,100		
	105		301,100	336,000	347,500		
	106			336,300	347,900		
	107			336,600	348,300		
	108			336,900	348,700		
	109			337,200	349,100		
	110			337,500			
	111			337,800			
	112			338,100			
	113			338,300			
再雇用職員		214,000	228,600	234,600	257,200	286,400	317,400

備考 この表は、かごしま丸、南星丸に乗り組む職員（海事職員本給表（一）の適用を受ける者を除く。）に適用する。

別表第3-1(第11条関係) 教育職本給表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	1	162,200	204,600	265,400	316,200	408,000	546,000
	2	164,300	206,800	268,500	319,600	410,500	549,200
	3	166,300	209,000	271,600	323,100	413,000	552,400
	4	168,300	211,200	274,700	326,600	415,500	555,600
	5	170,300	213,300	277,800	330,200	418,100	558,700
	6	172,800	215,500	280,600	333,700	420,600	561,200
	7	175,300	217,700	283,400	337,200	423,100	563,700
	8	177,800	219,900	286,100	340,700	425,600	566,200
	9	180,400	222,200	288,900	344,300	427,900	568,700
	10	183,200	224,600	291,800	347,600	430,400	570,600
	11	185,900	227,000	294,700	350,900	432,900	572,500
再	12	188,600	229,400	297,600	354,200	435,400	574,400
雇	13	191,200	231,700	300,200	357,500	437,700	576,200
用	14	193,100	234,100	302,800	360,000	440,000	577,700
職	15	195,000	236,500	305,300	362,600	442,400	579,200
員	16	196,900	238,900	307,800	365,200	444,800	580,700
	17	198,900	241,100	310,200	367,900	447,300	582,200
	18	200,700	244,200	313,000	370,200	449,700	583,200
	19	202,500	247,300	315,800	372,500	452,100	584,200
以	20	204,300	250,400	318,600	374,800	454,500	585,200
外	21	206,200	253,500	321,200	377,000	457,000	586,300
の	22	208,100	256,600	324,000	379,100	459,400	
職	23	210,000	259,700	326,800	381,200	461,800	
員	24	211,900	262,800	329,600	383,300	464,200	
	25	213,900	265,800	332,100	385,300	466,700	
	26	216,000	268,800	334,600	387,200	469,100	
	27	218,100	271,800	337,100	389,100	471,500	
	28	220,200	274,800	339,600	391,000	473,900	
	29	222,100	277,800	342,000	393,000	476,300	
	30	224,400	280,500	344,200	394,800	478,700	
	31	226,700	283,200	346,400	396,600	481,000	
	32	229,000	285,900	348,600	398,400	483,400	
	33	231,400	288,500	350,900	400,200	485,800	
	34	233,300	291,400	353,200	402,000	488,100	
	35	235,200	294,200	355,500	403,800	490,400	
	36	237,100	297,000	357,800	405,600	492,700	
	37	239,000	299,800	359,900	407,200	495,000	
	38	241,100	302,100	362,000	408,900	497,000	
	39	243,200	304,400	364,100	410,600	499,000	
	40	245,300	306,700	366,100	412,300	501,000	
	41	247,200	308,900	368,100	414,000	503,100	
	42	249,100	310,100	370,000	415,700	505,000	
	43	251,000	311,300	371,900	417,400	506,900	
	44	252,900	312,500	373,800	419,100	508,800	

45	254,400	313,600	375,800	420,600	510,800
46	256,300	314,800	377,600	422,200	512,700
47	258,100	316,000	379,400	423,800	514,600
48	260,000	317,200	381,200	425,400	516,500
49	261,700	318,200	383,100	427,000	518,500
50	263,000	319,300	384,900	428,300	520,300
51	264,300	320,400	386,700	429,600	522,200
52	265,600	321,500	388,500	430,900	524,100
53	266,700	322,700	390,100	432,100	526,100
54	267,900	323,800	391,700	433,200	527,800
55	269,100	324,900	393,300	434,300	529,500
56	270,200	326,000	394,900	435,400	531,200
57	271,300	327,100	396,300	436,600	533,000
58	272,500	328,200	397,800	437,700	534,300
59	273,700	329,300	399,300	438,800	535,600
60	274,900	330,300	400,800	439,800	536,900
61	276,000	331,400	402,200	440,900	538,200
62	277,000	332,500	403,700	442,000	539,200
63	278,000	333,600	405,200	443,100	540,200
64	279,000	334,700	406,700	444,200	541,200
65	280,100	335,700	408,100	445,200	542,000
66	281,200	336,800	409,300	446,200	542,900
67	282,300	337,900	410,500	447,200	543,800
68	283,400	339,000	411,700	448,200	544,700
69	284,500	340,000	412,900	449,300	545,600
70	285,600	341,100	413,900	450,300	546,500
71	286,700	342,200	414,900	451,300	547,400
72	287,800	343,300	415,900	452,300	548,300
73	288,800	344,200	416,900	453,400	549,200
74	289,900	345,200	417,800	454,400	550,100
75	291,000	346,200	418,600	455,400	551,000
76	292,100	347,200	419,500	456,400	551,900
77	293,000	348,300	420,200	457,400	552,800
78	294,000	349,300	420,800	458,100	553,700
79	295,000	350,300	421,400	458,800	554,600
80	296,000	351,300	422,000	459,500	555,500
81	297,100	352,300	422,600	460,300	556,400
82	298,000	353,300	423,200	461,000	
83	298,900	354,300	423,800	461,700	
84	299,800	355,300	424,400	462,400	
85	300,600	356,200	424,900	462,900	
86	301,500	356,900	425,500	463,600	
87	302,400	357,600	426,100	464,300	
88	303,300	358,300	426,700	465,000	
89	304,200	359,100	427,200	465,500	
90	304,900	359,700	427,800	466,200	
91	305,600	360,300	428,400	466,900	
92	306,300	360,900	429,000	467,600	
93	306,900	361,500	429,400	468,100	
94	307,600	362,000	429,900	468,800	

95	308,300	362,500	430,400	469,500
96	309,000	363,000	430,900	470,200
97	309,500	363,600	431,500	470,700
98	310,100	364,100	432,000	471,400
99	310,700	364,600	432,500	472,100
100	311,300	365,100	433,000	472,800
101	311,700	365,600	433,600	473,300
102	312,300	366,100	434,100	
103	312,900	366,600	434,600	
104	313,500	367,100	435,100	
105	313,900	367,700	435,700	
106	314,300	368,200	436,200	
107	314,700	368,700	436,700	
108	315,100	369,200	437,200	
109	315,300	369,800	437,800	
110	315,700	370,300	438,300	
111	316,100	370,800	438,800	
112	316,500	371,300	439,300	
113	316,900	371,900	439,900	
114	317,300	372,400	440,400	
115	317,700	372,900	440,900	
116	318,100	373,400	441,400	
117	318,500	373,900	442,000	
118	318,900	374,400		
119	319,300	374,900		
120	319,700	375,400		
121	320,000	375,900		
122	320,300	376,400		
123	320,600	376,900		
124	320,900	377,400		
125	321,200	377,900		
126	321,600	378,400		
127	322,000	378,900		
128	322,400	379,400		
129	322,800	379,900		
130	323,200	380,400		
131	323,600	380,900		
132	324,000	381,400		
133	324,300	381,900		
134	324,600	382,400		
135	324,900	382,900		
136	325,200	383,400		
137	325,500	383,900		
138	325,800	384,400		
139	326,100	384,900		
140	326,400	385,400		
141	326,700	385,900		
142	327,100			
143	327,500			
144	327,900			

	145	328,100					
	146	328,500					
	147	328,900					
	148	329,300					
	149	329,500					
	150	329,900					
	151	330,200					
	152	330,600					
	153	330,800					
	154	331,200					
	155	331,600					
	156	332,000					
	157	332,200					
再雇用職員		238,400	286,700	299,000	321,600	408,000	546,000

備考 この表は，大学に勤務する教授，准教授，講師，助教，助手，教務職員に適用する。

別表第3-2(第11条関係) 教育職本給表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再 雇 用 員 以 外 の 職 員	1	148,800	192,800	330,700	423,800
	2	150,300	194,500	333,000	425,800
	3	151,800	196,200	335,300	427,800
	4	153,300	197,900	337,600	429,800
	5	154,900	199,700	339,900	431,700
	6	156,800	201,500	342,200	433,600
	7	158,600	203,300	344,500	435,500
	8	160,400	205,100	346,800	437,400
	9	162,200	206,700	349,000	439,000
	10	164,300	208,600	351,200	440,900
	11	166,300	210,500	353,400	442,800
	12	168,300	212,400	355,600	444,700
	13	170,300	214,100	357,700	446,500
	14	172,600	216,100	359,800	448,300
	15	174,900	218,100	362,000	450,100
	16	177,200	220,100	364,200	451,900
	17	179,300	221,900	366,200	453,800
	18	181,900	224,700	368,200	455,800
	19	184,400	227,500	370,200	457,800
	20	186,900	230,300	372,200	459,800
	21	189,300	232,900	374,000	461,600
	22	191,000	235,800	376,000	463,500
	23	192,700	238,700	378,000	465,400
	24	194,400	241,600	380,000	467,300
	25	195,900	244,400	382,000	469,100
	26	197,600	247,200	384,000	470,800
	27	199,300	250,000	386,000	472,500
	28	201,000	252,800	388,000	474,200
	29	202,600	255,500	389,900	475,900
	30	204,300	258,100	391,900	477,600
	31	206,000	260,700	393,900	479,200
	32	207,700	263,300	395,900	480,900
	33	209,300	265,600	398,000	482,500
	34	211,100	268,300	399,600	483,500
	35	212,900	270,900	401,300	484,500
	36	214,700	273,500	403,000	485,500
	37	216,400	275,900	404,800	486,600
	38	218,200	278,500	406,400	
	39	220,000	281,100	408,000	
	40	221,800	283,700	409,600	
	41	223,600	286,300	411,200	
	42	225,400	288,900	412,800	
	43	227,200	291,400	414,400	
	44	229,000	293,900	416,000	
	45	230,900	296,200	417,700	
	46	232,600	298,900	419,300	
	47	234,300	301,600	420,900	
	48	236,000	304,300	422,500	

49	237,700	306,900	424,100
50	239,400	309,400	425,800
51	241,100	311,900	427,500
52	242,800	314,400	429,200
53	244,200	316,700	430,700
54	245,900	318,900	432,300
55	247,500	321,100	433,900
56	249,200	323,300	435,500
57	250,600	325,500	437,200
58	252,200	327,700	438,800
59	253,800	329,900	440,300
60	255,400	332,000	441,900
61	257,100	334,100	443,600
62	258,700	336,300	445,300
63	260,300	338,500	447,000
64	261,800	340,700	448,700
65	263,300	342,900	450,300
66	265,000	345,100	451,900
67	266,600	347,300	453,500
68	268,300	349,500	455,100
69	269,800	351,500	456,500
70	271,200	353,600	458,100
71	272,600	355,700	459,700
72	274,000	357,800	461,300
73	275,500	359,900	462,900
74	276,900	361,900	463,800
75	278,300	363,900	464,700
76	279,700	365,800	465,600
77	281,100	367,800	466,600
78	282,400	369,500	
79	283,700	371,200	
80	285,000	372,900	
81	286,100	374,500	
82	287,400	376,100	
83	288,700	377,700	
84	290,000	379,300	
85	291,100	380,800	
86	292,300	382,300	
87	293,500	383,800	
88	294,700	385,300	
89	295,800	386,800	
90	297,000	388,200	
91	298,200	389,600	
92	299,400	391,000	
93	300,500	392,200	
94	301,600	393,600	
95	302,700	395,000	
96	303,800	396,400	
97	305,000	397,700	
98	306,100	398,800	
99	307,200	399,900	
100	308,300	401,000	
101	309,200	401,900	
102	310,300	403,000	

	103	311,400	404,100		
	104	312,500	405,200		
	105	313,400	406,400		
	106	314,300	407,300		
	107	315,200	408,200		
	108	316,100	409,100		
	109	317,100	410,000		
	110	317,700	410,900		
	111	318,300	411,800		
	112	318,900	412,700		
	113	319,600	413,600		
	114	320,200	414,400		
	115	320,800	415,200		
	116	321,400	416,000		
	117	321,800	416,700		
	118	322,300	417,600		
	119	322,800	418,400		
	120	323,300	419,300		
	121	323,700	420,000		
	122	324,300	420,400		
	123	324,900	420,800		
	124	325,500	421,200		
	125	326,000	421,700		
	126	326,400	422,100		
	127	326,800	422,500		
	128	327,200	422,900		
	129	327,600	423,400		
	130	327,900	423,800		
	131	328,200	424,200		
	132	328,500	424,600		
	133	328,600	425,100		
	134	329,000	425,500		
	135	329,400	425,900		
	136	329,800	426,300		
	137	330,000	426,800		
	138	330,200			
	139	330,500			
	140	330,800			
	141	331,100			
	142	331,400			
	143	331,700			
	144	332,000			
	145	332,400			
	146	332,600			
	147	332,800			
	148	333,000			
	149	333,300			
	150	333,600			
	151	333,900			
	152	334,200			
	153	334,500			
再雇用職		234,900	278,900	337,300	423,800

員					
---	--	--	--	--	--

- 備考(1) この表は、特別支援学校に勤務する校長（専任に限る。）、副校長、教諭、養護教諭に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で別に定めるものの本給月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第3-3(第11条関係) 教育職本給表(三)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
再雇 用職 員以 外の 職員	1	148,800 円	164,400 円	285,600 円	413,700 円
	2	150,300	166,500	288,700	415,300
	3	151,800	168,600	291,800	416,900
	4	153,300	170,800	294,900	418,500
	5	154,900	172,800	297,600	419,900
	6	156,800	175,100	300,700	421,500
	7	158,600	177,400	303,800	423,100
	8	160,400	179,700	306,900	424,700
	9	162,200	181,800	309,900	426,100
	10	164,300	184,600	312,800	427,600
	11	166,300	187,300	315,700	429,100
	12	168,300	190,000	318,600	430,600
	13	170,300	192,800	321,400	432,200
	14	172,600	194,500	323,700	433,500
	15	174,900	196,200	326,000	434,800
	16	177,200	197,900	328,300	436,100
	17	179,300	199,700	330,700	437,500
	18	181,900	201,500	333,000	438,900
	19	184,400	203,300	335,300	440,200
	20	186,900	205,100	337,600	441,600
	21	189,300	206,700	339,900	442,900
	22	191,000	208,600	342,200	444,300
	23	192,700	210,500	344,500	445,700
	24	194,400	212,400	346,800	447,100
	25	195,900	214,100	349,000	448,500
	26	197,600	216,100	350,900	449,800
	27	199,300	218,100	352,800	451,100
	28	201,000	220,100	354,700	452,400
	29	202,500	221,900	356,600	453,500
	30	204,200	224,700	358,500	454,700
	31	205,900	227,500	360,300	455,900
	32	207,600	230,300	362,200	457,100
	33	209,100	232,900	364,000	458,300
	34	210,800	235,800	365,800	459,200
	35	212,500	238,700	367,600	460,100
	36	214,200	241,600	369,400	461,000
	37	215,800	244,400	371,200	461,900
	38	217,500	247,200	372,900	
	39	219,200	250,000	374,600	
	40	220,900	252,800	376,300	
	41	222,600	255,500	377,800	
	42	224,400	258,100	379,400	

43	226,200	260,700	381,000
44	228,000	263,300	382,600
45	229,900	265,600	384,100
46	231,600	268,300	385,800
47	233,300	270,900	387,500
48	235,000	273,500	389,200
49	236,700	275,900	390,700
50	238,400	278,500	392,200
51	240,100	281,100	393,700
52	241,800	283,800	395,200
53	243,100	286,300	396,500
54	244,800	288,900	398,000
55	246,400	291,400	399,500
56	248,100	293,900	400,900
57	249,600	296,200	402,300
58	251,100	298,900	403,600
59	252,600	301,600	404,900
60	254,100	304,300	406,200
61	255,600	306,900	407,600
62	257,100	309,400	409,000
63	258,600	311,900	410,400
64	260,000	314,400	411,800
65	261,400	316,700	413,300
66	263,000	318,900	414,500
67	264,600	321,100	415,700
68	266,100	323,300	416,900
69	267,800	325,500	417,900
70	269,300	327,700	419,000
71	270,800	329,900	420,100
72	272,300	332,000	421,200
73	273,600	334,000	422,400
74	274,900	336,200	423,200
75	276,200	338,400	424,000
76	277,500	340,600	424,800
77	278,900	342,700	425,700
78	280,100	344,600	426,600
79	281,300	346,500	427,500
80	282,500	348,400	428,400
81	283,700	350,200	429,200
82	284,900	352,100	429,800
83	286,100	354,000	430,400
84	287,300	355,900	431,000
85	288,400	357,600	431,700
86	289,400	359,300	432,400
87	290,400	361,000	433,100
88	291,400	362,700	433,800
89	292,500	364,400	434,600

90	293,400	365,700	435,300
91	294,300	367,100	436,000
92	295,200	368,500	436,700
93	295,900	370,000	437,200
94	296,700	371,300	
95	297,500	372,600	
96	298,300	373,900	
97	299,200	375,100	
98	300,000	376,300	
99	300,800	377,500	
100	301,600	378,700	
101	302,500	379,700	
102	303,000	380,700	
103	303,500	381,700	
104	304,000	382,700	
105	304,600	383,800	
106	305,000	384,800	
107	305,400	385,800	
108	305,800	386,800	
109	306,100	387,900	
110	306,400	388,800	
111	306,700	389,700	
112	307,000	390,600	
113	307,300	391,500	
114	307,600	392,500	
115	307,900	393,500	
116	308,200	394,500	
117	308,600	395,500	
118	308,900	396,200	
119	309,200	396,900	
120	309,500	397,600	
121	309,700	398,400	
122	310,000	399,200	
123	310,300	400,000	
124	310,600	400,800	
125	310,800	401,400	
126		402,200	
127		403,000	
128		403,800	
129		404,600	
130		405,200	
131		405,800	
132		406,400	
133		407,100	
134		407,700	
135		408,300	
136		408,900	

	137		409,300		
	138		409,900		
	139		410,500		
	140		411,100		
	141		411,500		
	142		412,100		
	143		412,700		
	144		413,300		
	145		413,700		
	146		414,300		
	147		414,900		
	148		415,500		
	149		415,900		
再雇用職員		226,000	275,500	330,400	413,400

- 備考(1) この表は、中学校、小学校、幼稚園に勤務する校長（専任に限る。）、園長（専任に限る。）、副校長、副園長、教諭、養護教諭及び栄養教諭に適用する。
- (2) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で別に定めるものの本給月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第4-1(第11条関係) 医療職本給表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,300	178,200	213,600	241,900	279,700	328,700	375,900	445,600
	2	141,700	179,800	215,200	243,500	281,900	330,800	378,600	448,200
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	381,300	450,800
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	384,000	453,400
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	386,600	456,000
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	389,300	458,600
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	392,000	461,200
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,700	463,800
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	397,300	466,500
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	399,700	469,100
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	402,200	471,700
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	404,700	474,300
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,600	407,000	476,900
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,700	409,200	478,400
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,800	411,400	479,800
再雇 用職 員以 外の 職員	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,900	413,600	481,300
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,900	415,700	482,900
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	365,000	417,800	484,400
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	367,000	419,900	485,900
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	369,100	422,000	487,400
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	371,000	423,900	489,000
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	373,100	425,500	490,500
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	375,200	427,100	492,000
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	377,300	428,700	493,500
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	379,200	430,300	495,100
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	381,100	431,600	496,600
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	383,000	432,900	498,100
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,900	434,200	499,600
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	339,100	386,700	435,600	501,200
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	341,000	388,500	436,900	502,400
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,900	390,300	438,200	503,600
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,800	392,100	439,400	504,800
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,600	393,700	440,800	506,100
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,500	395,000	442,100	507,100

35	194,900	233,200	269,700	301,700	350,400	396,300	443,400	508,100
36	196,300	234,800	271,500	303,500	352,300	397,600	444,700	509,100
37	197,500	236,400	273,200	305,200	354,100	398,700	446,100	510,100
38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,800	399,900	446,900	
39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,500	401,100	447,700	
40	201,400	241,200	278,300	310,300	359,200	402,300	448,500	
41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,800	403,400	449,100	
42	203,800	244,200	281,700	313,800	362,100	404,200	449,900	
43	205,000	245,700	283,400	315,500	363,400	405,000	450,700	
44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,700	405,800	451,500	
45	207,500	248,600	286,800	318,700	365,900	406,400	452,100	
46	208,600	250,200	288,500	320,300	367,100	407,100	452,900	
47	209,700	251,800	290,200	321,900	368,300	407,800	453,700	
48	210,800	253,400	291,900	323,500	369,500	408,500	454,500	
49	211,900	255,000	293,400	325,000	370,700	409,300	455,100	
50	212,900	256,400	295,000	326,300	371,700	410,000	455,900	
51	213,900	257,800	296,600	327,600	372,700	410,700	456,700	
52	214,900	259,200	298,200	328,900	373,700	411,400	457,500	
53	215,700	260,500	299,600	330,000	374,500	412,100	458,100	
54	216,700	261,900	301,100	331,000	375,400	412,800		
55	217,600	263,300	302,600	332,100	376,300	413,500		
56	218,600	264,700	304,100	333,200	377,200	414,200		
57	219,500	265,800	305,700	334,100	378,000	414,800		
58	220,400	267,100	307,100	335,100	378,800	415,500		
59	221,300	268,400	308,500	336,100	379,600	416,200		
60	222,200	269,700	309,900	337,100	380,400	416,900		
61	223,200	270,800	311,200	337,900	381,000	417,400		
62	224,200	272,100	312,500	338,600	381,700	418,000		
63	225,200	273,400	313,800	339,300	382,400	418,700		
64	226,300	274,700	315,100	340,000	383,100	419,400		
65	227,000	275,900	316,500	340,700	383,700	419,900		
66	227,900	277,000	317,300	341,400	384,400			
67	228,800	278,100	318,100	342,100	385,100			
68	229,700	279,200	318,900	342,800	385,800			
69	230,400	280,300	319,800	343,500	386,300			
70	231,100	281,400	320,600	344,100	386,900			
71	231,800	282,500	321,400	344,700	387,500			
72	232,500	283,600	322,200	345,300	388,100			

73	233,300	284,700	323,000	345,800	388,800
74	234,100	285,500	323,600	346,400	389,400
75	234,900	286,300	324,200	347,000	390,000
76	235,700	287,100	324,800	347,600	390,600
77	236,300	287,900	325,500	348,100	391,300
78	236,900	288,500	326,000	348,600	391,900
79	237,500	289,100	326,500	349,100	392,500
80	238,100	289,700	327,000	349,600	393,100
81	238,600	290,400	327,600	350,000	393,800
82	239,000	290,900	328,100	350,400	394,400
83	239,400	291,400	328,600	350,800	395,000
84	239,800	291,900	329,100	351,200	395,600
85	240,300	292,300	329,700	351,700	396,300
86		292,600	330,100	352,100	
87		292,900	330,400	352,500	
88		293,200	330,800	352,900	
89		293,600	331,300	353,400	
90		293,900	331,700	353,800	
91		294,200	332,100	354,200	
92		294,500	332,500	354,600	
93		294,900	333,000	355,100	
94		295,200	333,400	355,500	
95		295,500	333,800	355,900	
96		295,800	334,200	356,300	
97		296,200	334,400	356,800	
98		296,500	334,800	357,200	
99		296,800	335,200	357,600	
100		297,100	335,600	358,000	
101		297,500	335,800	358,500	
102		297,800	336,200	358,900	
103		298,100	336,600	359,300	
104		298,400	337,000	359,700	
105		298,700	337,200	360,200	
106			337,600		
107			338,000		
108			338,400		
109			338,600		

	110			339,000					
	111			339,400					
	112			339,800					
	113			340,000					
再雇 用職 員		187,500	214,400	246,800	260,400	286,800	328,700	372,100	435,500

備考 この表は、病院、保健管理センター等に勤務する薬剤師、栄養士、その他別に定める医療技術職員に適用する。

別表第4-2(第11条関係) 医療職本給表(二)

職員 の区 分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	332,100	379,100
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	334,300	381,800
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	336,500	384,500
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	338,700	387,200
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	340,900	389,800
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	343,100	392,300
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	345,300	394,800
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	299,100	347,500	397,300
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	349,500	399,600
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	351,600	402,000
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	353,700	404,400
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	355,800	406,800
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	358,000	409,200
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	360,100	411,400
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	362,200	413,600
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	364,300	415,800
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	366,400	417,900
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	368,500	420,100
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,600	422,300
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,700	424,500
再雇 用職 員以 外の 職員	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,900	426,500
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	377,100	428,400
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	379,300	430,300
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,500	432,200
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,500	434,000
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,500	435,700
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,500	437,400
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,500	439,000
	29	201,600	229,200	269,800	296,900	335,600	391,500	440,500
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	337,200	393,400	442,100
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,800	395,300	443,700
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	340,400	397,200	445,300
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	342,100	398,900	447,000
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,700	400,700	448,600
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	345,300	402,500	450,200
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,900	404,300	451,800
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,600	406,200	453,300
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	350,200	408,000	454,800
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,800	409,800	456,300
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	353,400	411,600	457,800
	41	217,500	245,600	288,400	316,300	355,000	413,300	459,100
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,600	415,000	460,000
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	358,200	416,700	460,900
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,800	418,300	461,800

45	223,100	250,600	294,600	322,300	361,400	419,800	462,800
46	224,600	252,000	296,100	323,800	362,900	421,400	463,700
47	226,100	253,400	297,600	325,300	364,400	423,000	464,600
48	227,600	254,800	299,100	326,800	365,800	424,600	465,500
49	228,900	256,200	300,500	328,100	367,300	426,300	466,500
50	230,300	257,700	301,900	329,500	368,700	427,900	467,300
51	231,700	259,100	303,300	330,800	370,100	429,500	468,100
52	233,100	260,500	304,700	332,200	371,500	431,100	468,900
53	234,400	262,000	306,200	333,700	373,000	432,600	469,800
54	235,700	263,600	307,600	335,100	374,200	434,100	470,600
55	237,000	265,200	309,000	336,500	375,400	435,600	471,400
56	238,300	266,700	310,400	337,900	376,600	437,100	472,200
57	239,500	268,300	311,800	339,100	377,900	438,400	473,100
58	240,800	269,900	313,200	340,500	378,900	439,300	
59	242,000	271,500	314,600	341,900	379,900	440,200	
60	243,300	273,100	316,000	343,300	380,900	441,100	
61	244,500	274,700	317,200	344,500	381,700	442,000	
62	245,800	276,200	318,500	345,800	382,500	442,900	
63	247,100	277,700	319,800	347,100	383,300	443,800	
64	248,400	279,200	321,100	348,400	384,100	444,700	
65	249,600	280,800	322,400	349,600	385,000	445,600	
66	250,900	282,300	323,700	350,800	385,800	446,400	
67	252,300	283,800	325,000	352,000	386,600	447,200	
68	253,700	285,300	326,300	353,200	387,400	448,000	
69	254,800	286,600	327,400	354,200	388,200	448,800	
70	256,100	288,100	328,600	355,300	388,900		
71	257,400	289,600	329,800	356,400	389,600		
72	258,700	291,100	330,900	357,500	390,300		
73	260,100	292,400	332,200	358,500	391,100		
74	261,400	293,800	333,400	359,600	391,700		
75	262,700	295,200	334,600	360,700	392,300		
76	264,000	296,600	335,800	361,800	392,900		
77	265,100	298,100	337,000	362,700	393,500		
78	266,300	299,400	338,200	363,500	394,100		
79	267,600	300,700	339,400	364,300	394,700		
80	268,900	302,000	340,600	365,100	395,300		
81	270,000	303,100	341,700	365,800	395,800		
82	271,100	304,400	342,800	366,400	396,400		
83	272,200	305,700	343,900	367,000	397,000		
84	273,300	307,000	345,000	367,600	397,600		
85	274,200	308,100	346,100	368,300	398,100		
86	275,300	309,300	347,100	368,900	398,700		
87	276,400	310,500	348,100	369,500	399,300		
88	277,500	311,700	349,100	370,100	399,900		
89	278,600	313,000	350,200	370,600	400,400		
90	279,600	314,200	351,000	371,200	401,000		
91	280,600	315,400	351,800	371,800	401,600		
92	281,600	316,600	352,600	372,400	402,200		
93	282,600	317,800	353,400	372,900	402,700		
94	283,600	318,600	354,100	373,400			

95	284,600	319,400	354,800	373,900
96	285,600	320,200	355,500	374,400
97	286,700	320,900	356,000	375,000
98	287,600	321,600	356,500	375,500
99	288,500	322,300	357,000	376,000
100	289,400	323,000	357,500	376,500
101	290,200	323,500	358,100	377,100
102	291,000	324,100	358,600	377,600
103	291,800	324,700	359,100	378,100
104	292,600	325,300	359,600	378,600
105	293,300	325,700	360,200	379,200
106	293,800	326,200	360,700	379,700
107	294,300	326,700	361,200	380,200
108	294,800	327,200	361,700	380,700
109	295,300	327,700	362,200	381,300
110	295,700	328,100	362,700	381,800
111	296,100	328,500	363,200	382,300
112	296,500	328,900	363,700	382,800
113	296,900	329,300	364,200	383,400
114	297,300	329,700	364,700	
115	297,700	330,100	365,200	
116	298,100	330,400	365,600	
117	298,400	330,700	366,000	
118	298,800	331,100	366,500	
119	299,200	331,500	367,000	
120	299,600	331,900	367,500	
121	299,900	332,100	367,900	
122	300,300	332,500	368,400	
123	300,700	332,900	368,900	
124	301,100	333,300	369,400	
125	301,300	333,600	369,800	
126	301,700	334,000		
127	302,100	334,400		
128	302,500	334,800		
129	302,700	335,100		
130	303,100	335,500		
131	303,500	335,900		
132	303,900	336,300		
133	304,100	336,600		
134	304,500	337,000		
135	304,900	337,400		
136	305,300	337,800		
137	305,500	338,100		
138	305,900	338,500		
139	306,300	338,900		
140	306,700	339,300		
141	306,900	339,600		
142	307,300	340,000		
143	307,700	340,400		
144	308,100	340,800		

	145	308,300	341,100					
	146	308,700	341,500					
	147	309,100	341,900					
	148	309,500	342,300					
	149	309,700	342,600					
	150	310,000	343,000					
	151	310,300	343,400					
	152	310,600	343,800					
	153	311,000	344,100					
	154	311,300						
	155	311,600						
	156	311,900						
	157	312,300						
	158	312,600						
	159	312,900						
	160	313,200						
	161	313,600						
	162	313,900						
	163	314,200						
	164	314,500						
	165	314,900						
	166	315,200						
	167	315,500						
	168	315,800						
	169	316,200						
再雇 用職 員		234,100	258,900	266,300	276,800	294,000	332,100	378,200

備考 この表は、病院、保健管理センター等に勤務する助産師、看護師、准看護師に適用する。

別表第5 本給の調整額(第21条関係)

勤務箇所	職 員	調整数
1 各学部等	(1) 大学院の研究科の授業を常時担当するもの及びこれに準ずる者で教授, 准教授, 講師又は助教(以下「大学院担当教員」という。)のうち, 大学院研究科の博士課程を担当する者で主任として学生に対する研究指導に従事するもの(学長の定める者に限る。)	3
	(2) 大学院担当教員のうち, 大学院研究科の博士課程, 大学院司法政策研究科法曹実務専攻又は大学院臨床心理学研究科臨床心理学専攻を担当する者((1)に掲げる者を除く。)	2
	(3) 大学院担当教員((1)及び(2)に掲げる者を除く。)	1
	(4) 大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する助教又は助手で学長の定めるもの	
2 水産学部	(1) 練習船に乗り組み, 実習生を直接教育する教員である船長, 航海士	2
	(2) 練習船に乗り組む職員で海事職本給表(二)の適用を受けるもの	2
3 フロント サイ エンス研 究推 進セ ンター	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める感染症の病原体その他の危険な病原体(以下「危険な病原体」という。)を保有する動物の飼育又は当該動物について行う実験の業務に直接従事することを主たる職務内容とする職員(学長の定める者に限る。)	1
4 大学 院 医 歯 学 総 合 研 究 科	危険な病原体又は危険な病原体に汚染された病変組織その他の物件を直接取り扱う業務に従事することを常例とする病理細菌技術者	1
5 医学部・ 歯学部 附属 病院	(1) 結核患者を専ら入院させるための病棟(以下「結核病棟」という。)又は精神病患者を専ら入院させるための病棟(以下「精神病棟」という。)に勤務する看護助手	3
	(2) 結核病棟又は精神病棟に勤務する看護師長(当該病棟のみを担当している者に限る。), 看護師及び准看護師	
	(3) 結核患者又は精神病患者の診療に直接従事することを本務とする医師及び歯科医師	
	(4) 危険な病原体に汚染された検体を直接取り扱うことを常例とし, 入院患者及び外来患者に直接接する病理細菌技術者及び病理細菌技術者の助手	2
	(5) 放射線による治療その他の放射線の照射の業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者及びその補助業務を入院患者及び外来患者に直接接して行うことを常例とする診療放射線技術者の助手	
	(6) 集中的な監視及び治療を要する患者を専ら入院させるための病棟(ICU及びNICUに限る。)(以下「集中治療病棟」という。)に勤務する看護師長並びに集中治療病棟に勤務する看護師, 助産師, 准看護師及び	1

	看護助手 (7)集中治療病棟に入院している患者の診療に直接従事することを本務とする医師(学長の定める者に限る。)) 並びに患者の環境調査, 患者及び家族の医療, 身上相談等を行うことを常態とするもの (8)受付その他の窓口業務を外来患者及び入院患者に直接接して行うことを常態とする事務職員(学長の定める者に限る。)	
6 教育学部 附属特別支 援学校	(1)特殊教育に直接従事することを本務とする教諭及び 助教諭 (2)養護教諭及び養護助教諭	2

別表第6 調整基本額表(第21条関係)

一般職本給表(一)

職務の級	調整基本額
1 級	6,500 円
2 級	8,500 円
3 級	9,600 円
4 級	10,200 円
5 級	10,600 円
6 級	11,200 円
7 級	12,100 円
8 級	12,700 円
9 級	14,400 円
10 級	16,000 円

一般職本給表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	5,900 円
2 級	7,400 円
3 級	8,400 円
4 級	8,700 円
5 級	9,600 円

海事職本給表(一)

職務の級	調整基本額
1 級	6,900 円
2 級	8,600 円
3 級	10,600 円
4 級	12,100 円
5 級	12,700 円
6 級	14,200 円
7 級	15,200 円

海事職本給表(二)

職務の級	調整基本額
1 級	6,200 円
2 級	7,800 円
3 級	9,100 円
4 級	9,500 円

5 級	9,800 円
6 級	10,800 円

教育職本給表（一）

職務の級	調整基本額
1 級	9,000 円
2 級	10,400 円
3 級	11,900 円
4 級	12,700 円
5 級	15,100 円
6 級	16,400 円

教育職本給表（二）

職務の級	調整基本額
1 級	8,900 円
2 級	11,000 円
3 級	11,900 円
4 級	13,200 円

教育職本給表（三）

職務の級	調整基本額
1 級	8,400 円
2 級	10,900 円
3 級	11,500 円
4 級	12,800 円

医療職本給表（一）

職務の級	調整基本額
1 級	6,200 円
2 級	8,000 円
3 級	9,100 円
4 級	9,700 円
5 級	10,500 円
6 級	11,300 円
7 級	12,200 円
8 級	13,800 円

医療職本給表（二）

職務の級	調整基本額
1 級	8,000 円
2 級	9,400 円
3 級	9,700 円
4 級	10,000 円
5 級	10,400 円
6 級	11,600 円
7 級	12,500 円

別紙第7 管理職手当（第22条関係）

組 織	職 名	区分
事 務 局	副学長	3種
	学長補佐	5種
	事務局長	1種
	部 長	2種
	課 長	4種
	課長代理	5種
附属図書館	館長	2種
学 部	学部長	2種
	事 務 長	4種
	事務長代理	5種
	学科長	5種
	教育研究評議員	4種
医学部・歯学部附属 病院	病院長	2種
	事務部長	2種
	課長	4種
	課長代理	5種
	薬剤部長	4種
	看護部長	2種
	副看護部長	4種
	臨床技術部長	4種
大学院	研究科長	3種
	事務部長	2種
	課 長	4種
	課長代理	5種
教育学部附属学校	校 長	4種
	副 校 長	4種
	副 園 長	5種
	附属特別支援学校主事	5種
附属教育施設の長	農場長	4種
	海洋資源環境教育研究センター	5種
	多島圏研究センター	
	学術情報基盤センター	
	フロンティアサイエンス研究推進センター	
	総合研究博物館	
	教育実践総合センター	
	難治ウイルス病態制御研究センター	
演習林		
附属練習船	かごしま丸船長	2種
	南星丸船長	3種
	かごしま丸機関長	3種
	南星丸機関長	4種
監査・業務改善室	室長	4種

別に定める職員は、上位の支給区分とする。

別表第7の2 管理職手当(第22条関係)

1 一般職本給表(一)

職務の級	区 分	管理職手当額
9級	1種	130,300円
8級	1種	117,500円
	2種	94,000円
7級	2種	88,500円
	3種	77,400円
6級	3種	72,700円
	4種	62,300円
5級	3種	69,400円
	4種	59,500円
	5種	49,600円
4級	5種	46,300円

2 海事職本給表(一)

職務の級	区 分	管理職手当額
6級	2種	99,400円
	3種	87,000円
5級	2種	92,700円
	3種	81,100円
	4種	69,500円
4級	3種	74,900円
	4種	64,200円

3 教育職本給表(一)

職務の級	区 分	管理職手当額
5級	2種	106,900円
	3種	93,500円
	4種	80,200円
	5種	66,800円
4級	2種	91,700円
	3種	80,300円
	4種	68,800円
	5種	57,300円

但し、教育学部附属学校校長は86,800円とする。

4 教育職本給表(二)

職務の級	区 分	管理職手当額
4級	4種	68,300円
3級	4種	65,000円
2級	5種	33,400円

5 教育職本給表(三)

職務の級	区 分	管理職手当額
4級	4種	65,200円

3 級	4 種	64,500 円
	5 種	53,800 円
2 級	5 種	32,700 円

6 医療職本給表（一）

職務の級	区 分	管理職手当額
7 級	4 種	65,700 円
6 級	4 種	62,300 円
	5 種	51,900 円
5 級	4 種	58,900 円
	5 種	49,100 円

7 医療職本給表（二）

職務の級	区 分	管理職手当額
7 級	2 種	88,300 円
6 級	2 種	86,700 円
5 級	2 種	79,000 円
	4 種	59,200 円
4 級	4 種	53,700 円

別紙第 8 初任給調整手当（第 2 3 条関係）

期間の区分	金額
6 年未満	50,000 円
6 年以上 7 年未満	48,200 円
7 年以上 8 年未満	46,400 円
8 年以上 9 年未満	44,600 円
9 年以上 10 年未満	42,800 円
10 年以上 11 年未満	41,000 円
11 年以上 12 年未満	39,200 円
12 年以上 13 年未満	37,400 円
13 年以上 14 年未満	35,600 円
14 年以上 15 年未満	34,200 円
15 年以上 16 年未満	32,800 円
16 年以上 17 年未満	31,400 円
17 年以上 18 年未満	30,000 円
18 年以上 19 年未満	28,600 円
19 年以上 20 年未満	27,200 円
20 年以上 21 年未満	25,800 円
21 年以上 22 年未満	25,200 円
22 年以上 23 年未満	24,600 円
23 年以上 24 年未満	23,700 円
24 年以上 25 年未満	23,100 円
25 年以上 26 年未満	22,500 円
26 年以上 27 年未満	21,900 円
27 年以上 28 年未満	21,300 円
28 年以上 29 年未満	20,600 円
29 年以上 30 年未満	20,300 円

30年以上31年未満	19,900円
31年以上32年未満	19,300円
32年以上33年未満	18,500円
33年以上34年未満	17,600円
34年以上35年未満	16,900円

別表第9 特殊勤務手当（第29条関係）

手当の種類	勤務の内容	手当額	支給単位
高所作業手当	<p>農学部又は大学院連合農学研究科に所属する職員が、地上10メートル以上の樹木上で行う種子採取等の作業に従事したとき。</p> <p>の作業が地上又は水面上20メートル以上の箇所で行われたとき。</p> <p>施設部に所属する職員が、地上15メートル以上の足場の不安定な箇所で営繕工事の監督に従事したとき。</p> <p>の作業が地上30メートル以上の箇所で行われたとき。</p>	220円	1日
		320円	
		200円	
		300円	
死体処理手当	<p>医歯学総合研究科の解剖学教室、病理学教室若しくは法医学教室に配置されている一般職本給表の適用を受ける職員が、当該教室における死体の処理作業に従事したとき。</p> <p>一般職本給表の適用を受ける職員が、教育研究に必要な死体の外部からの引取り又は搬送の作業に従事したとき。（ただし、同一の日に の作業及び の作業に従事した場合には、 の作業に係る手当は支給しない。）</p>	3,200円	1日
		1,000円	
放射線取扱手当	<p>診療放射線技師若しくはエックス線助手が、エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事したとき。</p> <p>職員が、月の初日から末日までの間に外部放射線を被ばくし、その実効線量が100マイクロシーベルト以上であった場合における、その期間中に当該職員が従事した放射線業務（ の業務を除く。）</p>	230円	1日
山上等作業手当	<p>一般職本給表の適用を受ける職員が、農学部附属演習林高隈演習林において、チェーンソーを使用して行う伐採の作業、刈払機を使用して行う下刈の作業又は架線を使用して行う集材若しくは運材の作業に従事したとき。</p>	260円	1日

夜間看護等 手当	助産師、看護師又は准看護師が、 所定の勤務時間による勤務の一部 又は全部が深夜において行われる 看護等の業務に従事したとき。	深夜の全部を含む勤務	6,800 円	1 回
		深夜における勤務時間が 4 時間以上	3,300 円	
		深夜における勤務時間が 2 時間以上 4 時間未満	2,900 円	
		深夜における勤務時間が 2 時間未満	2,000 円	
	職員が、上記の勤務の交替に伴う 通勤（自動車等を利用する場合を 除く。）を行う場合には、通勤距離 に応じて次の額を加算する。	通勤距離が片道 2 k m 以 上 5 k m 未満	380 円	
		通勤距離が片道 5 k m 以 上 10 k m 未満	760 円	
通勤距離が片道 10 k m 以上		1,140 円		
教員特殊業 務手当	附属小学校、中学校、特別支援学 校又は幼稚園に所属する職務の級 が教育職本給表(二)又は教育職本 給表(三)の 2 級又は 1 級の者が次 に掲げる業務に従事したとき。 1 学校の管理下において行う非 常災害時等の緊急業務で次に掲げ るもの (1) 非常災害時における児童（幼 児を含む。以下この項において同 じ。）若しくは生徒の保護又は緊急 の防災若しくは復旧の業務		3,200 円	1 日
	(2) 児童又は生徒の負傷、疾病等 に伴う救急の業務 (3) 児童又は生徒に対する緊急の 補導業務		3,000 円	
	2 修学旅行、林間・臨海学校等 （学校が計画し、かつ、実施する ものに限る。）において児童又は生 徒を引率して行う指導業務で泊を 伴うもの 3 学長が定める対外運動競技等 において児童又は生徒を引率して 行う指導業務で、泊を伴うもの又 は国立大学法人鹿児島大学職員の 勤務時間、休日、休暇等に関する 規則第 13 条に規定する休日（次 号及び第 5 号において「休日」と いう。）に行うもの		1,700 円	
	4 学校の管理下において行われ る部活動（正規の教育課程として のクラブ活動に準ずる活動をい う。）における児童又は生徒に対す る指導業務で休日に行うもの		1,200 円	
	5 入学試験における受験生の監 督、採点又は合否判定の業務で休 日に行うもの		900 円	

教育実習等 指導手当	附属学校に所属する教頭、教諭又は養護教諭が、当該学部計画に基づく学生の教育実習の指導業務又は学長がこれに準ずると認める業務に従事したとき。		720 円	1 日
多学年学級 担当手当	附属小学校又は中学校の 2 以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する教諭又は助教諭で次の各号に掲げる者以外の者が当該学級における授業又は指導に従事したとき。 1 2 以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数がその者の担当授業時間数の 2 分の 1 に満たない者 2 2 以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級における担当授業時間数が 1 週間につき 12 時間に満たない者	1 3 の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	350 円	1 日
		2 2 の学年の児童又は生徒で編制されている学級における授業又は指導	290 円	
教育業務連絡指導手当	附属小学校、中学校又は特別支援学校に所属する教諭のうち、次の各号に掲げる主任等が、当該担当に係る教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たる業務に従事したとき。 (1)小学校 教務主任、学年主任、研究主任、教育実習主任 (2)中学校 教務主任、学年主任、研究主任、教育実習主任、生徒指導主事 (3)特別支援学校 教務主任、研究主任、教育実習主任、生徒指導主事、進路指導主事		200 円	1 日

別表第10 期末手当（第40条関係）

1 一般職本給表適用者

本給表	職務の級	加算割合
一般職（一）	8級以上	100分の20
	7級・6級	100分の15
	5級・4級	100分の10
一般職（二）	5級	
一般職（一）	3級	100分の5
一般職（二）	4級・3級	

2 海事職本給表適用者

本給表	職務の級	加算割合
海事職（一）	7級	100分の20
海事職（一）	6級	100分の15
海事職（一）	5級・4級	100分の10
海事職（二）	6級	
海事職（一）	3級	100分の5
海事職（二）	5級・4級	

3 教育職本給表適用者

本給表	職務の級	加算割合
教育職（一）	5級	100分の15
教育職（二）	4級	
教育職（三）		
教育職（一）	4級・3級	100分の10
教育職（二）	3級	
教育職（三）		
教育職（一）	2級・1級	100分の5
教育職（二）	2級	
教育職（三）		

備考 本給表欄及び職務の級欄の一般職本給表（二）3級，教育職本給表（一）2級及び1級，教育職本給表（二）2級及び教育職本給表（三）2級の職員の加算割合適用については，学長が定める経験年数以上の者に限る。

4 医療職本給表適用者

本給表	職務の級	加算割合
医療職（一）	6級以上	100分の15
医療職（二）	6級以上	
医療職（一）	5級	100分の10
医療職（二）	5級・4級	
医療職（一）	4級・3級・2級	100分の5
医療職（二）	3級・2級	

備考 本給表欄及び職務の級欄の医療職本給表（一）2級及び医療職本給表（二）2級の職員の加算割合適用については，学長が定める経験年数以上の者に限る。